令和７年度版

市 税 概 要

千葉県佐倉市

目　　次

１．市の概要と行政機構

１－１．佐倉市の概要……２
１－２．人口・世帯・面積・人口密度……３
　　人口及び世帯数の推移（グラフ）
１－３．一般会計決算及び市税負担額の推移……４
　　一般会計歳入歳出決算の推移（グラフ）
１－４．一般会計当初予算……５
　　一般会計当初予算の市税の構成（グラフ）……７
１－５．一般会計決算……８
　　一般会計歳入・歳出決算の構成（グラフ）……１０
１－６．税目別決算額の推移……１１
　　市税決算額の推移（グラフ）……１３
１－７．佐倉市行政組織図……１４
１－８．税務機構等……１６

２．市民税

２－１．個人市民税調定額及び納税義務者の推移……２０
２－２．個人市民税所得区分別課税額の推移……２１
２－３．個人市民税所得区分別納税義務者の推移……２１
２－４．市民税(個人・法人市民税)決算額の推移（グラフ）…２２
　　個人市民税決算額の推移（グラフ）……２３
　　法人市民税決算額の推移（グラフ）……２３
２－５．令和７年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ…２４
２－６．令和７年度個人市民税課税標準額段階別課税状況……２５
２－７．個人市民税年度別負担額の推移……２６
２－８．法人市民税年度別調定額の推移……２６
２－９．法人市民税決算期別法人数……２６
２－10．法人の設立状況……２７
２－11．法人市民税の税率別調定額に関する調べ……２７

３．固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

３－１．納税義務者数の推移……２９
３－２．土地筆数及び家屋棟数の推移……２９
３－３．調定額の推移……３０
３－４．固定資産税決算額の推移（グラフ）……３１
３－５．令和７年度土地に関する概要……３２
３－６．宅地に関する調べ……３３

３－７．宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ……３４
３－８．介在農地及び市街化区域農地に関する調べ……３４
３－９．令和７年度家屋に関する概要……３５
３－10．家屋の増減状況の推移……３６
３－11．国有資産等所在市町村交付金に関する調べ……３７
３－12．償却資産の価格等に関する調べ……３８
３－13．償却資産納税義務者数の推移……３９
３－14．都市計画税に関する調べ……３９
３－15．都市計画税決算額の推移（グラフ）……４０
３－16．特別土地保有税……４１

４．諸税

４－１．軽自動車税に関する調べ……４３
４－２．軽自動車税決算額の推移（グラフ）……４４
４－３．市たばこ税の推移……４５
４－４．市たばこ税決算額の推移（グラフ）……４５

５．徴収

５－１．還付金調べ……４７
５－２．督促状発付状況の推移……４８
５－３．不納欠損額の推移……４９
５－４．口座振替の状況……５０
５－５．差押状況……５１
５－６．収入率の推移（グラフ）……５２

６．その他

６－１．税務証明書等の発行件数……５４
証明発行件数の構成比の推移（グラフ）……５５
６－２．市税徴収経費の推移……５６
６－３．市税税率の経緯……５８
６－４．租税体系……６８

１．市の概要と行政機構

１－１．佐倉市の概要

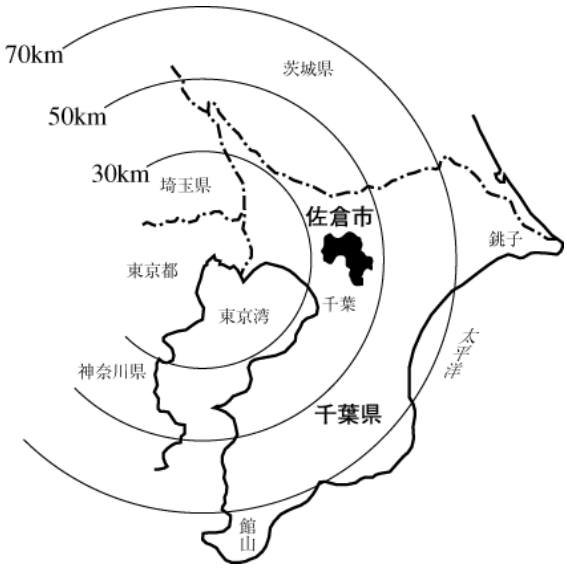

（１）位置

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から東に 40 キロメートルの距離にあります。成田国際空港へは東へ 15 キロメートル、県庁所在地の千葉市へは南西へ 20 キロメートル、さらに北には印旛沼がひかえています。

東は酒々井町、東南は八街市、南西は千葉市、四街道市、西は八千代市に接し、北は印旛沼を隔てて印西市に相対し、肥沃な農地や豊かな水と緑に恵まれたまちです。

（２）地形

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地からなっており、その間を鹿島川や高崎川、小竹川などが県民の水がめとなっている印旛沼に注いでいます。

台地は南が高く北が低く、標高は 30 メートル前後です。佐倉城址や印旛沼周辺、南部の農村地帯などには豊かな自然が残っています。

（３）沿革

本市は、自然、環境に恵まれ古代から人が生活を営み、中世は千葉氏が本佐倉城を築き天正 18（1590）年まで北総地方の政治の中心地でした。徳川時代に入り、慶長 15（1610）年、土井利勝が鹿島山に近世佐倉城を築き、以来この地を佐倉と呼び、江戸を守る要衝の地として徳川譜代大名の城下町として栄えました。

明治から第二次世界大戦終了までは、佐倉城跡に陸軍の兵営が置かれ、連隊のまちとなり、戦後の復興期を経て、昭和 29（1954）年 3 月に佐倉町、臼井町、志津村、根郷村、弥富村、和田村の 6 町村合併により、市制が施行されました。その後、現在の千代田地区などを編入し、今日に至っています。

令和7年3月31日現在

人　　口	168,914 人	男	82,812 人
		女	86,102 人
世　帯　数	80,701 世帯		
面　　積	103.69 ㎢		
人 口 密 度	1,629 人（1k㎡当たり）		
都 市 形 態	住宅都市		
職　員　数（令和6年4月1日現在）	総　　数	1,021 人	
	市 長 部 局	830 人	
	税 務 担 当	61 人	

	方　位	東　経	北　緯
位置	極　東	140° 18′	35° 42′
	極　西	140° 07′	35° 44′
	極　南	140° 15′	35° 38′
	極　北	140° 13′	35° 46′

１－２．人口・世帯・面積・人口密度

（基準日：各年3月31日現在）

年	項目／区分	人口（人） 男	女	計	世帯数（世帯）	人口密度（人/㎢）	面積（㎢）
平成28	各項目の値	87,267	89,709	176,976	75,451	1,706.8	103.69
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.2	0.9	△ 0.2	
29	各項目の値	86,972	89,546	176,518	76,146	1,702.4	103.69
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.3	0.9	△ 0.3	
30	各項目の値	86,779	89,280	176,059	76,805	1,697.9	103.69
	増減率(%)	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	0.9	△ 0.3	
31	各項目の値	86,524	88,952	175,476	77,645	1,692.3	103.69
	増減率(%)	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.3	1.1	△ 0.3	
令和2	各項目の値	86,145	88,550	174,695	78,329	1,684.8	103.69
	増減率(%)	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.4	0.9	△ 0.4	
3	各項目の値	85,332	87,884	173,216	78,629	1,670.5	103.69
	増減率(%)	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.8	0.4	△ 0.8	
4	各項目の値	84,497	87,250	171,747	78,763	1,656.4	103.69
	増減率(%)	△ 1.0	△ 0.7	△ 0.8	0.2	△ 0.8	
5	各項目の値	84,040	86,997	171,037	79,443	1,649.5	103.69
	増減率(%)	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.4	0.9	△ 0.4	
6	各項目の値	83,371	86,559	169,930	80,035	1,638.8	103.69
	増減率(%)	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.6	0.7	△ 0.6	
7	各項目の値	82,812	86,102	168,914	80,701	1,629.0	103.69
	増減率(%)	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.6	0.8	△ 0.6	

備考：人口・世帯数は住民基本台帳（平成27年分から外国人登録を加算）によります。

人口及び世帯数の推移

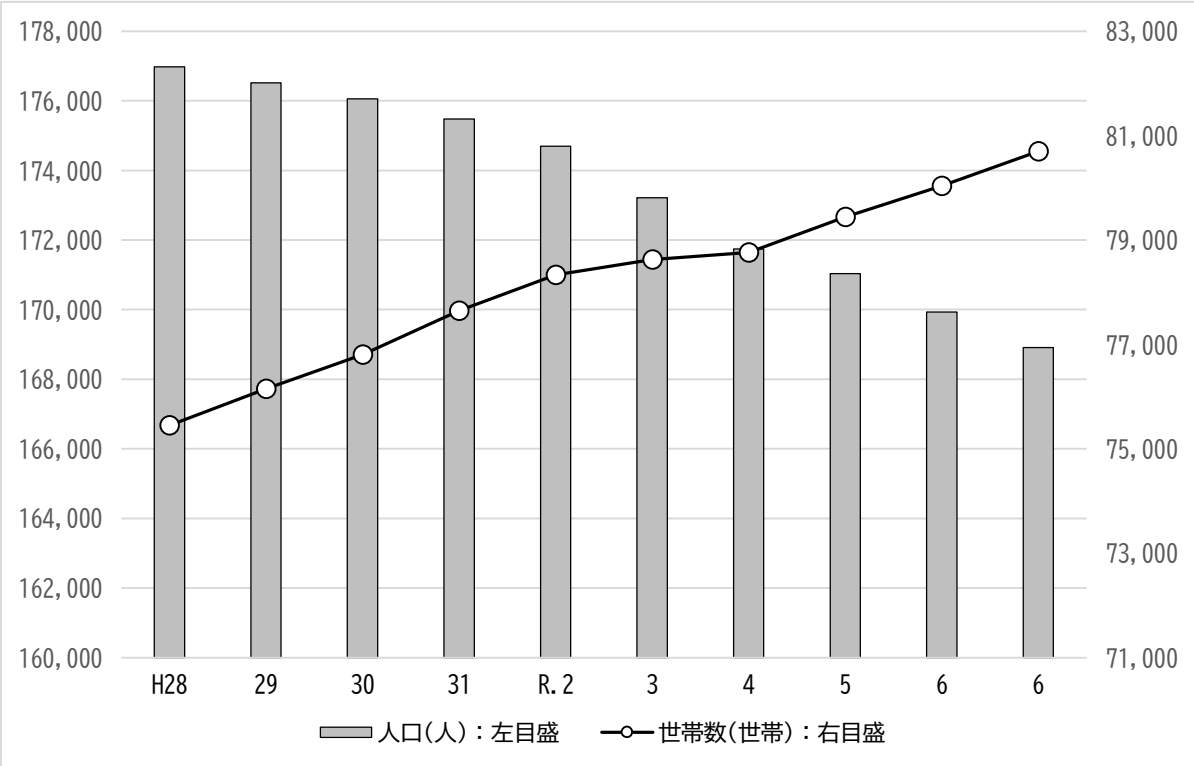

１－３．一般会計決算及び市税負担額の推移

区分／年度	一般会計 歳入 A(千円)	一般会計 歳出 B(千円)	市税総額 C(千円)	対前年度増減率（市税）(%)	市税割合 C/A(%)	市税負担額 1人当たり C/D(円)	市税負担額 世帯当たり C/E(円)	歳出額 1人当たり B/D(円)	歳出額 世帯当たり B/E(円)	人口 D(人)	世帯数 E(世帯)
平成27	49,041,189	46,665,215	23,794,930	△ 0.7	48.5	134,453	315,369	263,681	618,484	176,976	75,451
28	47,439,752	45,720,847	23,928,260	0.6	50.4	135,557	314,242	259,015	600,437	176,518	76,146
29	48,599,863	46,348,504	24,220,287	1.2	49.8	137,569	315,348	263,256	603,457	176,059	76,805
30	48,525,712	46,777,930	24,749,195	2.2	51.0	141,040	318,748	266,577	602,459	175,476	77,645
令和元	51,933,484	49,842,119	24,809,200	0.2	47.8	142,014	316,731	285,309	636,318	174,695	78,329
2	71,718,186	68,964,131	24,544,479	△ 1.1	34.2	141,699	312,156	398,139	877,083	173,216	78,629
3	59,079,147	55,772,024	23,860,614	△ 2.8	40.4	138,929	302,942	324,734	708,099	171,747	78,763
4	59,728,971	56,876,152	24,443,482	2.4	40.9	142,913	307,686	332,537	715,937	171,037	79,443
5	59,656,388	56,939,530	24,598,172	0.6	41.2	144,755	307,343	335,076	711,433	169,930	80,035
6	62,449,695	59,653,760	24,497,244	△ 0.4	39.2	145,028	303,556	353,161	739,195	168,914	80,701

備考：人口・世帯数は年度末（3月31日）現在の住民基本台帳によります。

一般会計歳入歳出決算の推移

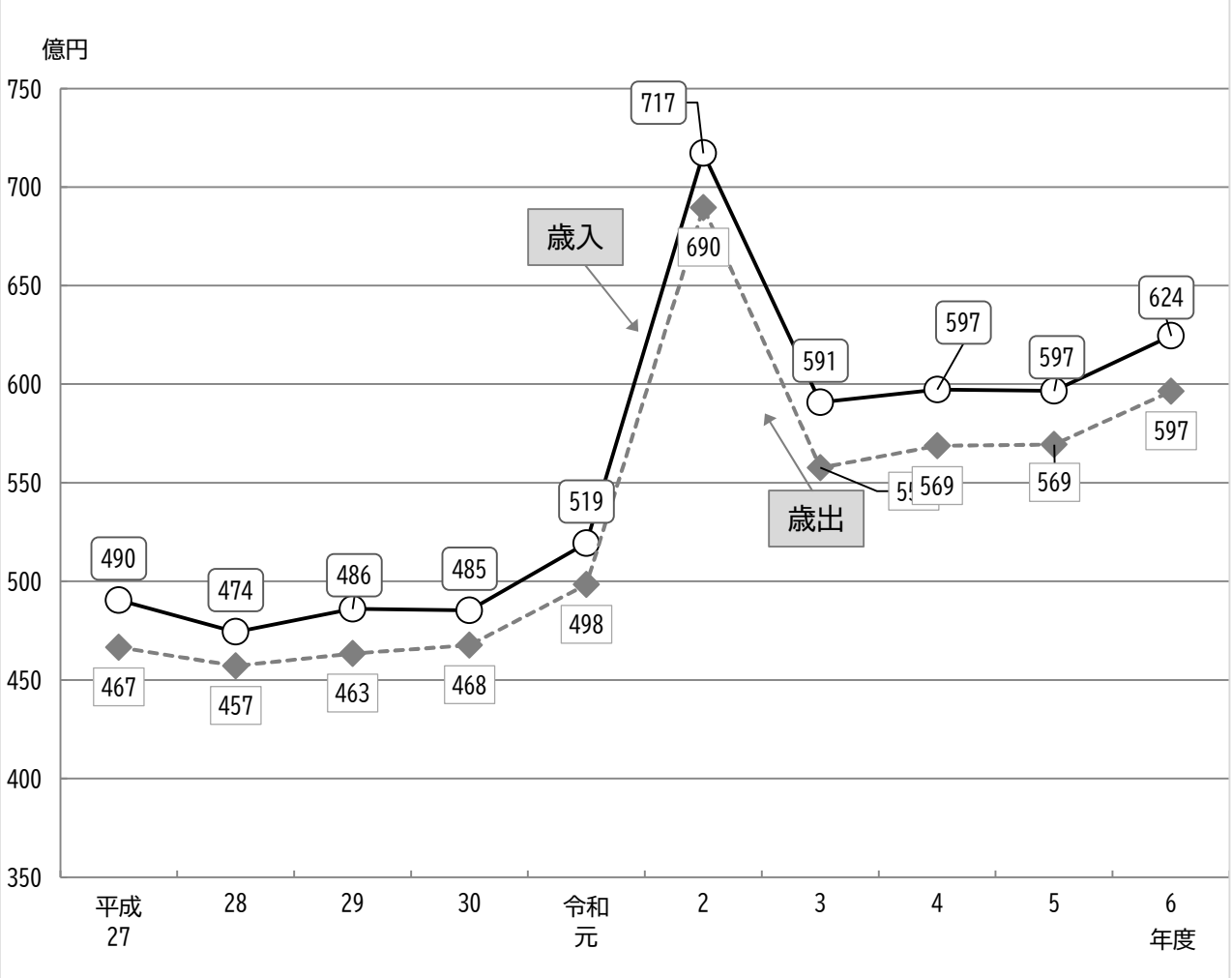

１－４．一般会計当初予算

（１）歳入歳出予算

（単位：千円）

歳入						
款	令和７年度当初予算額	構成比	令和６年度当初予算額	構成比	比較増減	対前年度増減率
市税	25,471,644	43.2 %	24,663,180	44.6 %	808,464	3.3 %
地方譲与税	461,569	0.8 %	442,858	0.8 %	18,711	4.2 %
利子割交付金	29,000	0.0 %	12,000	0.0 %	17,000	141.7 %
配当割交付金	199,000	0.3 %	177,000	0.3 %	22,000	12.4 %
株式等譲渡所得割交付金	274,000	0.5 %	148,000	0.3 %	126,000	85.1 %
法人事業税交付金	336,000	0.6 %	297,000	0.5 %	39,000	13.1 %
地方消費税交付金	4,182,000	7.1 %	4,282,000	7.8 %	△ 100,000	△ 2.3 %
ゴルフ場利用税交付金	33,000	0.1 %	35,000	0.1 %	△ 2,000	△ 5.7 %
自動車取得税交付金	10	0.0 %	10	0.0 %	0	0.0 %
環境性能割交付金	111,000	0.2 %	72,000	0.1 %	39,000	54.2 %
地方特例交付金	165,200	0.3 %	380,000	0.7 %	△ 214,800	△ 56.5 %
地方交付税	4,775,000	8.1 %	4,322,000	7.8 %	453,000	10.5 %
交通安全対策特別交付金	15,703	0.0 %	17,180	0.0 %	△ 1,477	△ 8.6 %
分担金及び負担金	439,170	0.7 %	429,130	0.8 %	10,040	2.3 %
使用料及び手数料	489,761	0.8 %	526,977	1.0 %	△ 37,216	△ 7.1 %
国庫支出金	10,449,631	17.7 %	8,940,478	16.2 %	1,509,153	16.9 %
県支出金	5,096,185	8.6 %	4,513,168	8.2 %	583,017	12.9 %
財産収入	247,651	0.4 %	134,234	0.2 %	113,417	84.5 %
寄附金	316,060	0.5 %	75,050	0.1 %	241,010	321.1 %
繰入金	3,406,066	5.8 %	3,576,667	6.5 %	△ 170,601	△ 4.8 %
繰越金	10	0.0 %	10	0.0 %	0	0.0 %
諸収入	577,740	1.0 %	644,258	1.2 %	△ 66,518	△ 10.3 %
市債	1,886,600	3.2 %	1,554,800	2.8 %	331,800	21.3 %
歳入合計	58,962,000	100.0 %	55,243,000	100.0 %	3,719,000	6.7 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

（単位：千円）

歳出						
款	令和７年度 当初予算額	構成比	令和６年度 当初予算額	構成比	比較増減	対前年度 増 減 率
議　会　費	394,072	0.7 %	393,977	0.7 %	95	0.0 %
総　務　費	6,727,751	11.4 %	6,028,008	10.9 %	699,743	11.6 %
民　生　費	26,661,204	45.2 %	24,109,875	43.6 %	2,551,329	10.6 %
衛　生　費	5,156,300	8.7 %	5,144,216	9.3 %	12,084	0.2 %
農林水産業費	680,132	1.2 %	711,303	1.3 %	△ 31,171	△ 4.4 %
商　工　費	495,645	0.8 %	587,285	1.1 %	△ 91,640	△ 15.6 %
土　木　費	5,375,104	9.1 %	5,227,953	9.5 %	147,151	2.8 %
消　防　費	3,101,056	5.3 %	3,094,611	5.6 %	6,445	0.2 %
教　育　費	6,837,449	11.6 %	6,497,687	11.8 %	339,762	5.2 %
災害復旧費	50	0.0 %	50	0.0 %	0	0.0 %
公　債　費	3,433,237	5.8 %	3,348,035	6.1 %	85,202	2.5 %
予　備　費	100,000	0.2 %	100,000	0.2 %	0	0.0 %
歳出合計	58,962,000	100.0 %	55,243,000	100.0 %	3,719,000	6.7 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

（２）市税の構成

佐倉市の令和７年度の一般会計の当初予算（歳入）における市税の構成比は、次の図のとおりです。

市税収入額 25,471,644 千円は、市民一人当たり 150,797 円になります。一方、一般会計歳出予算総額 58,962,000 千円は、市民一人当たり 349,065 円となります。

（注）人口は、令和7年3月31日現在（2ページ参照）のものです。

（３）市税10,000円あたりの使われ方

市民のみなさんに納めていただく市税が、どのような仕事にどれだけ使われるかをみてみますと次のようになります。

議　会　費	（　67 円）	… 市議会の運営のために
総　務　費	（ 1,141 円）	… 市政のＰＲや徴税・戸籍・統計・選挙等のために
民　生　費	（ 4,522 円）	… 障害者・高齢者・児童・生活保護など福祉のために
衛　生　費	（ 874 円）	… きれいな街にすることや健康を守るために
農林水産業費	（ 115 円）	… 農林・漁業の振興のために
商　工　費	（ 84 円）	… 商工業振興・雇用対策・観光振興のために
土　木　費	（ 912 円）	… 道路・公園の整備や都市計画のために
消　防　費	（ 526 円）	… 火災・災害から市民の命及び財産等を守るために
教　育　費	（ 1,160 円）	… 教育・文化の向上のために
公　債　費	（ 582 円）	… 市の借入金の返済のために
そ　の　他	（ 17 円）	… 災害復旧費、予備費

※上記の金額は、令和７年度一般会計当初予算の割合によって求めました。

一般会計当初予算の市税の構成＜令和７年度＞

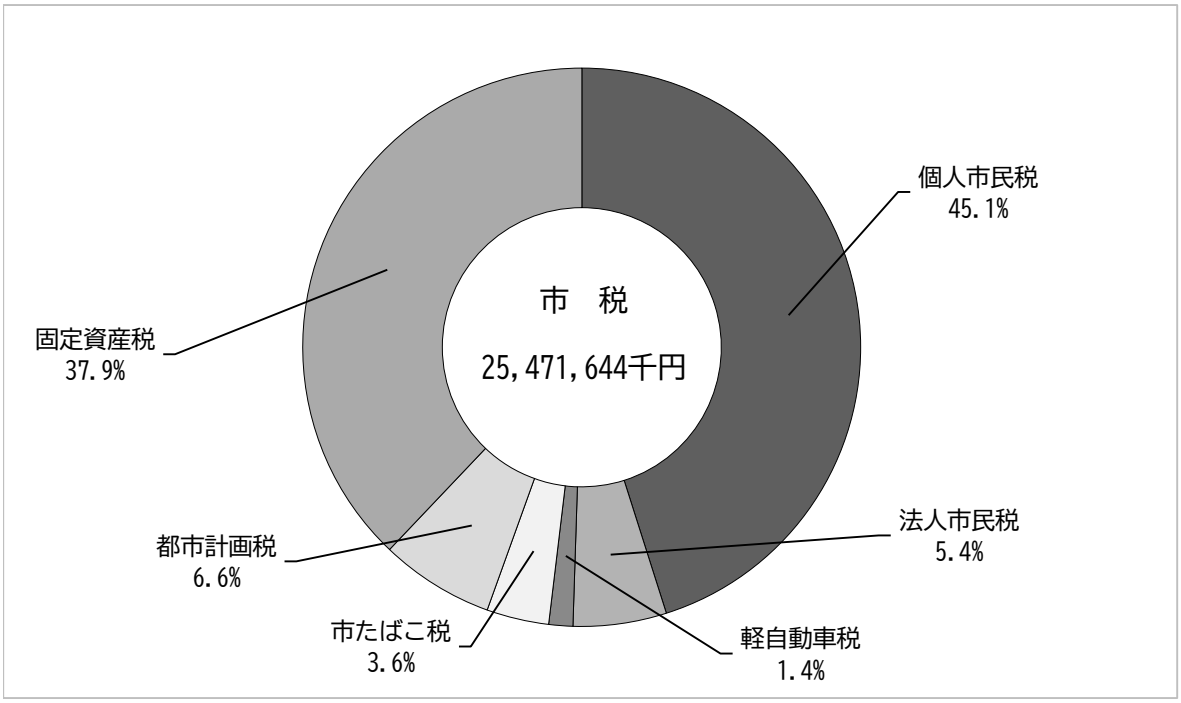

１－５．一般会計決算

（１）歳入歳出決算

（単位：千円）

歳入						
款	令和６年度 決算額	構成比	令和５年度 決算額	構成比	比較増減	対前年度 増減率
市税	24,497,244	39.2 %	24,598,172	41.2 %	△ 100,928	△ 0.4 %
地方譲与税	438,123	0.7 %	437,622	0.7 %	501	0.1 %
利子割交付金	15,341	0.0 %	13,704	0.0 %	1,637	11.9 %
配当割交付金	257,838	0.4 %	193,852	0.3 %	63,986	33.0 %
株式等譲渡所得割交付金	385,653	0.6 %	231,386	0.4 %	154,267	66.7 %
法人事業税交付金	323,446	0.5 %	292,635	0.5 %	30,811	10.5 %
地方消費税交付金	4,096,630	6.6 %	3,940,355	6.6 %	156,275	4.0 %
ゴルフ場利用税交付金	36,632	0.1 %	35,082	0.1 %	1,550	4.4 %
自動車取得税交付金	0	0.0 %	5,063	0.0 %	△ 5,063	皆減
環境性能割交付金	85,656	0.1 %	72,062	0.1 %	13,594	18.9 %
地方特例交付金	944,566	1.5 %	156,494	0.3 %	788,072	503.6 %
地方交付税	5,056,020	8.1 %	4,598,318	7.7 %	457,702	10.0 %
交通安全対策特別交付金	14,847	0.0 %	15,703	0.0 %	△ 856	△ 5.5 %
分担金及び負担金	388,837	0.6 %	407,361	0.7 %	△ 18,524	△ 4.5 %
使用料及び手数料	525,149	0.8 %	535,942	0.9 %	△ 10,793	△ 2.0 %
国庫支出金	12,074,814	19.3 %	12,199,934	20.5 %	△ 125,120	△ 1.0 %
県支出金	4,625,356	7.4 %	4,311,998	7.2 %	313,358	7.3 %
財産収入	182,476	0.3 %	112,086	0.2 %	70,390	62.8 %
寄附金	333,860	0.5 %	155,514	0.3 %	178,346	114.7 %
繰入金	2,837,214	4.5 %	2,186,875	3.7 %	650,339	29.7 %
繰越金	2,716,858	4.4 %	2,852,819	4.8 %	△ 135,961	△ 4.8 %
諸収入	702,870	1.1 %	695,278	1.2 %	7,592	1.1 %
市債	1,910,265	3.1 %	1,608,133	2.7 %	302,132	18.8 %
歳入合計	62,449,695	100.0 %	59,656,388	100.0 %	2,793,307	4.7 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳入合計」欄の値が一致しない場合があります。

（単位：千円）

歳出						
款	令和６年度 決　算　額	構成比	令和５年度 決　算　額	構成比	比較増減	対前年度 増 減 率
議　会　費	392,070	0.7 %	383,519	0.7 %	8,551	2.2 %
総　務　費	8,214,598	13.8 %	8,242,870	14.5 %	△ 28,272	△ 0.3 %
民　生　費	27,039,770	45.3 %	25,684,827	45.1 %	1,354,943	5.3 %
衛　生　費	5,183,658	8.7 %	4,908,064	8.6 %	275,594	5.6 %
農林水産業費	623,835	1.0 %	665,856	1.2 %	△ 42,021	△ 6.3 %
商　工　費	604,597	1.0 %	811,687	1.4 %	△ 207,090	△ 25.5 %
土　木　費	4,352,480	7.3 %	3,535,596	6.2 %	816,884	23.1 %
消　防　費	3,041,962	5.1 %	2,894,182	5.1 %	147,780	5.1 %
教　育　費	6,932,470	11.6 %	6,578,872	11.6 %	353,598	5.4 %
災害復旧費	2,598	0.0 %	33,219	0.1 %	△ 30,621	△ 92.2 %
公　債　費	3,265,722	5.5 %	3,200,838	5.6 %	64,884	2.0 %
歳出合計	59,653,760	100.0 %	56,939,530	100.0 %	2,714,230	4.8 %

※端数処理の都合上、各項目の合計と「歳出合計」欄の値が一致しない場合があります。

一般会計歳入・歳出決算の構成＜令和６年度＞

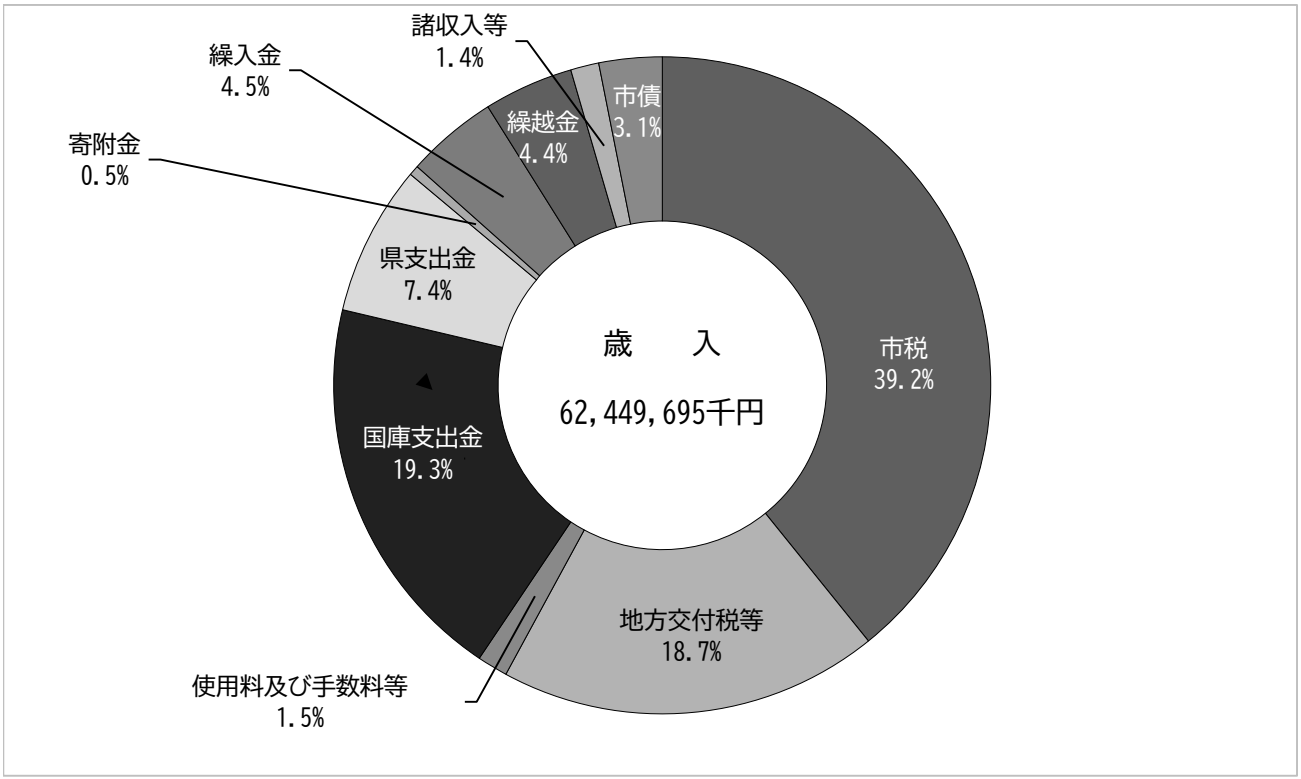

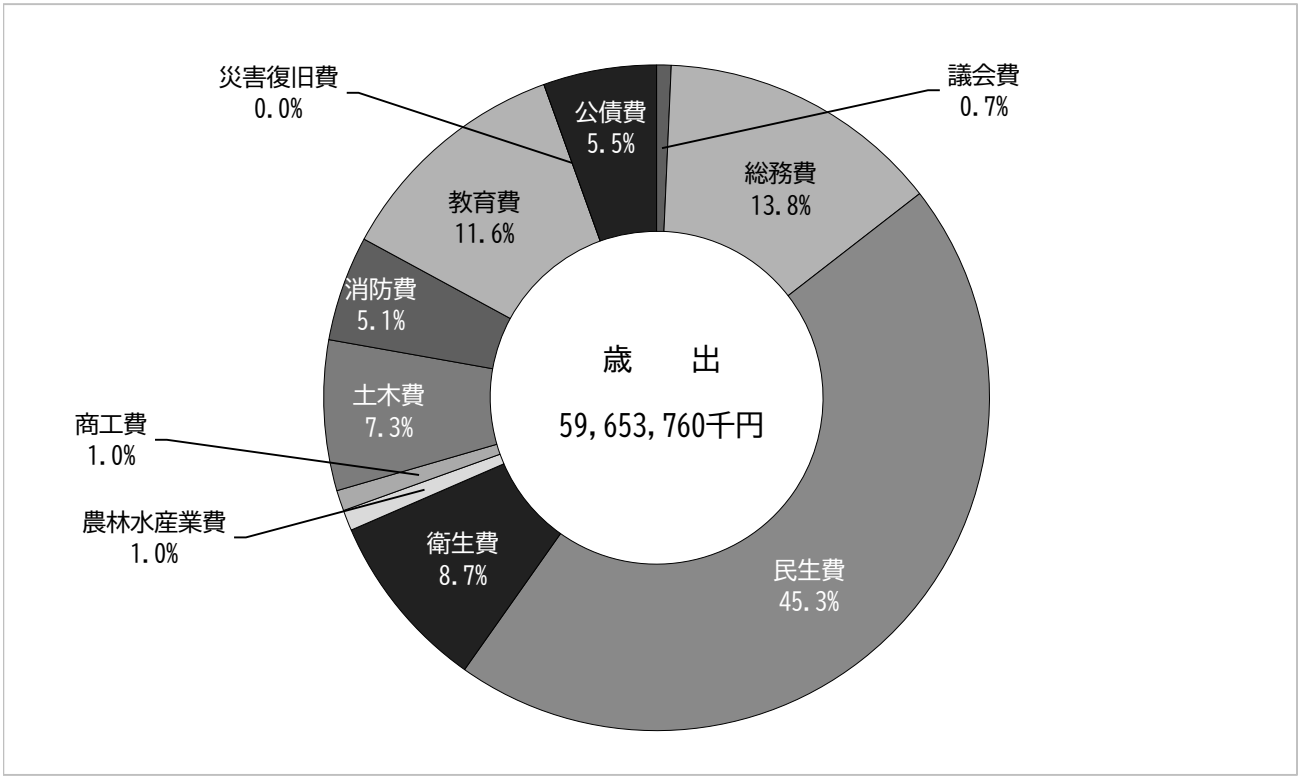

※端数処理の都合上、各項目の合計が100%とならない場合があります。
※「歳入」のグラフ中、「地方交付税等」とは、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税及び交通安全対策特別交付金の合計額が歳入に占める割合を、「使用料及び手数料等」とは、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料の合計額が歳入に占める割合を、「諸収入等」とは、財産収入及び諸収入の合計額が歳入に占める割合をいいます。

１－６．税目別決算額の推移

（その１）

（単位：千円、％）

区分	令和元年度 調定額	令和元年度 収入額 決算額	令和元年度 収入額 増減率	令和元年度 収入率	令和２年度 調定額	令和２年度 収入額 決算額	令和２年度 収入額 増減率	令和２年度 収入率	令和３年度 調定額	令和３年度 収入額 決算額	令和３年度 収入額 増減率	令和３年度 収入率
普通税	24,504,989	23,188,320	0.3	94.63	24,124,345	22,911,651	△ 1.2	94.97	23,336,966	22,264,057	△ 2.8	95.40
市民税	13,371,118	12,699,565	0.2	94.98	12,995,194	12,374,920	△ 2.6	95.23	12,441,201	11,911,294	△ 3.7	95.74
個人市民税	11,917,765	11,264,530	△ 0.1	94.52	11,830,620	11,240,233	△ 0.2	95.01	11,413,095	10,908,759	△ 2.9	95.58
現年課税分	11,275,625	11,117,378	△ 0.0	98.60	11,235,855	11,092,464	△ 0.2	98.72	10,871,749	10,756,969	△ 3.0	98.94
普通徴収	2,887,751	2,741,926	0.3	94.95	2,867,137	2,732,793	△ 0.3	95.31	2,824,148	2,712,606	△ 0.7	96.05
特別徴収	8,240,386	8,227,964	△ 0.4	99.85	8,235,459	8,226,411	△ 0.0	99.89	7,910,664	7,907,425	△ 3.9	99.96
退職分	147,488	147,488	15.1	100.00	133,259	133,259	△ 9.6	100.00	136,938	136,938	2.8	100.00
滞納繰越分	642,141	147,152	△ 2.9	22.92	594,764	147,769	0.4	24.84	541,346	151,790	2.7	28.04
法人市民税	1,453,353	1,435,035	2.4	98.74	1,164,574	1,134,688	△ 20.9	97.43	1,028,106	1,002,535	△ 11.6	97.51
現年課税分	1,433,951	1,432,680	2.4	99.91	1,148,384	1,130,924	△ 21.1	98.48	999,675	994,649	△ 12.0	99.50
滞納繰越分	19,402	2,355	△ 12.0	12.14	16,190	3,764	59.8	23.25	28,431	7,886	109.5	27.74
固定資産税	9,985,384	9,376,088	0.3	93.90	9,954,019	9,397,785	0.2	94.41	9,654,691	9,148,628	△ 2.7	94.76
固定資産税	9,968,073	9,358,777	0.3	93.89	9,936,489	9,380,254	0.2	94.40	9,637,194	9,131,130	△ 2.7	94.75
現年課税分	9,348,692	9,216,167	0.3	98.58	9,359,036	9,246,957	0.3	98.80	9,107,556	9,005,559	△ 2.6	98.88
滞納繰越分	619,381	142,610	△ 2.2	23.02	577,453	133,297	△ 6.5	23.08	529,637	125,571	△ 5.8	23.71
国有資産等所在市町村交付金	17,311	17,311	△ 2.0	100.00	17,531	17,531	1.3	100.00	17,498	17,498	△ 0.2	100.00
軽自動車税	305,720	269,900	5.5	88.28	325,436	289,250	7.2	88.88	337,028	300,091	3.7	89.04
軽自動車税	303,372	267,551	4.6	88.19	316,562	280,376	4.8	88.57	327,865	290,928	3.8	88.73
現年課税分	271,209	262,377	4.7	96.74	283,368	275,135	4.9	97.09	294,373	286,059	4.0	97.18
滞納繰越分	32,163	5,175	△ 1.8	16.09	33,193	5,240	1.3	15.79	33,492	4,868	△ 7.1	14.54
環境性能割	2,349	2,349	皆増	100.00	8,875	8,875	277.9	100.00	9,163	9,163	3.3	100.00
市たばこ税	842,767	842,767	0.8	100.00	849,696	849,696	0.8	100.00	904,045	904,045	6.4	100.00
特別土地保有税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0			0	0			0	0		
目的税	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.74	1,730,964	1,632,827	0.7	94.33	1,685,440	1,596,557	△ 2.2	94.73
都市計画税	1,729,107	1,620,880	△ 0.9	93.74	1,730,964	1,632,827	0.7	94.33	1,685,440	1,596,557	△ 2.2	94.73
現年課税分	1,618,310	1,595,370	△ 0.9	98.58	1,628,727	1,609,227	0.9	98.80	1,592,303	1,574,470	△ 2.2	98.88
滞納繰越分	110,796	25,510	△ 3.0	23.02	102,237	23,600	△ 7.5	23.08	93,137	22,087	△ 6.4	23.71
入湯税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分	0	0			0	0			0	0		
滞納繰越分												
合計	26,234,096	24,809,200	0.2	94.57	25,855,309	24,544,479	△ 1.1	94.93	25,022,406	23,860,614	△ 2.8	95.36
現年課税分	24,810,214	24,486,398	0.3	98.69	24,531,471	24,230,809	△ 1.0	98.77	23,796,362	23,548,412	△ 2.8	98.96
滞納繰越分	1,423,882	322,802	△ 2.6	22.67	1,323,838	313,670	△ 2.8	23.69	1,226,044	312,202	△ 0.5	25.46

※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

（その２）

（単位：千円、％）

区分	令和４年度 調定額	令和４年度 収入額 決算額	令和４年度 収入額 増減率	令和４年度 収入率	令和５年度 調定額	令和５年度 収入額 決算額	令和５年度 収入額 増減率	令和５年度 収入率	令和６年度 調定額	令和６年度 収入額 決算額	令和６年度 収入額 増減率	令和６年度 収入率
普通税	23,787,281	22,804,430	2.4	95.87	23,864,638	22,955,406	0.7	96.19	23,661,891	22,839,296	△ 0.5	96.52
市民税	12,574,580	12,094,305	1.5	96.18	12,651,014	12,221,853	1.1	96.61	12,419,284	12,036,952	△ 1.5	96.92
個人市民税	11,435,030	10,980,492	0.7	96.03	11,381,194	10,973,357	△ 0.1	96.42	10,871,670	10,509,073	△ 4.2	96.66
現年課税分	10,992,383	10,851,731	0.9	98.72	10,964,344	10,839,653	△ 0.1	98.86	10,496,602	10,394,269	△ 4.1	99.03
普通徴収	3,035,033	2,915,360	7.5	96.06	2,873,463	2,756,017	△ 5.5	95.91	2,794,699	2,689,495	△ 2.4	96.24
特別徴収	7,840,037	7,819,058	△ 1.1	99.73	7,971,193	7,963,947	1.9	99.91	7,584,885	7,587,757	△ 4.7	100.04
退職分	117,313	117,313	△ 14.3	100.00	119,688	119,688	2.0	100.00	117,017	117,017	△ 2.2	100.00
滞納繰越分	442,647	128,761	△ 15.2	29.09	416,850	133,705	3.8	32.08	375,068	114,804	△ 14.1	30.61
法人市民税	1,139,550	1,113,813	11.1	97.74	1,269,820	1,248,495	12.1	98.32	1,547,615	1,527,879	22.4	98.72
現年課税分	1,116,353	1,111,518	11.7	99.57	1,246,658	1,245,243	12.0	99.89	1,529,174	1,521,130	22.2	99.47
滞納繰越分	23,197	2,295	△ 70.9	9.89	23,162	3,252	41.7	14.04	18,440	6,749	107.5	36.60
固定資産税	9,908,437	9,442,571	3.2	95.30	9,900,233	9,455,199	0.1	95.50	9,922,878	9,517,427	0.7	95.91
固定資産税	9,891,544	9,425,678	3.2	95.29	9,883,361	9,438,327	0.1	95.50	9,905,982	9,500,531	0.7	95.91
現年課税分	9,409,144	9,306,744	3.3	98.91	9,431,846	9,336,201	0.3	98.99	9,478,838	9,387,343	0.5	99.03
滞納繰越分	482,400	118,934	△ 5.3	24.65	451,515	102,126	△ 14.1	22.62	427,144	113,188	10.8	26.50
国有資産等所在市町村交付金	16,893	16,893	△ 3.5	100.00	16,872	16,872	△ 0.1	100.00	16,896	16,896	0.1	100.00
軽自動車税	358,472	321,763	7.2	89.76	368,806	333,770	3.7	90.50	383,589	348,778	4.5	90.92
軽自動車税	341,623	304,913	4.8	89.25	352,475	317,438	4.1	90.06	360,985	326,173	2.8	90.36
現年課税分	308,497	300,217	4.9	97.32	319,619	312,358	4.0	97.73	329,570	321,856	3.0	97.66
滞納繰越分	33,126	4,697	△ 3.5	14.18	32,856	5,081	8.2	15.46	31,415	4,317	△ 15.0	13.74
環境性能割	16,849	16,849	83.9	100.00	16,331	16,331	△ 3.1	100.00	22,604	22,604	38.4	100.00
市たばこ税	945,792	945,792	4.6	100.00	944,585	944,585	△ 0.1	100.00	936,139	936,139	△ 0.9	100.00
特別土地保有税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分												
滞納繰越分	0	0			0	0			0	0		
目的税	1,710,372	1,629,052	2.0	95.25	1,720,273	1,642,765	0.8	95.49	1,728,454	1,657,948	0.9	95.92
都市計画税	1,710,372	1,629,052	2.0	95.25	1,720,273	1,642,765	0.8	95.49	1,728,454	1,657,948	0.9	95.92
現年課税分	1,625,928	1,608,233	2.1	98.91	1,641,623	1,624,976	1.0	98.99	1,654,256	1,638,286	0.8	99.03
滞納繰越分	84,445	20,820	△ 5.7	24.65	78,650	17,789	△ 14.6	22.62	74,197	19,661	10.5	26.50
入湯税	0	0			0	0			0	0		
現年課税分	0	0			0	0			0	0		
滞納繰越分												
合計	25,497,654	24,433,482	2.4	95.83	25,584,911	24,598,172	0.7	96.14	25,390,344	24,497,244	△ 0.4	96.48
現年課税分	24,431,838	24,157,976	2.6	98.88	24,581,879	24,336,218	0.7	99.00	24,464,080	24,238,524	△ 0.4	99.08
滞納繰越分	1,065,816	275,506	△ 11.8	25.85	1,003,032	261,953	△ 4.9	26.12	926,265	258,720	△ 1.2	27.93

※端数処理の都合上、各項目の合計と「合計」欄等の値が一致しない場合があります。

市税決算額の推移

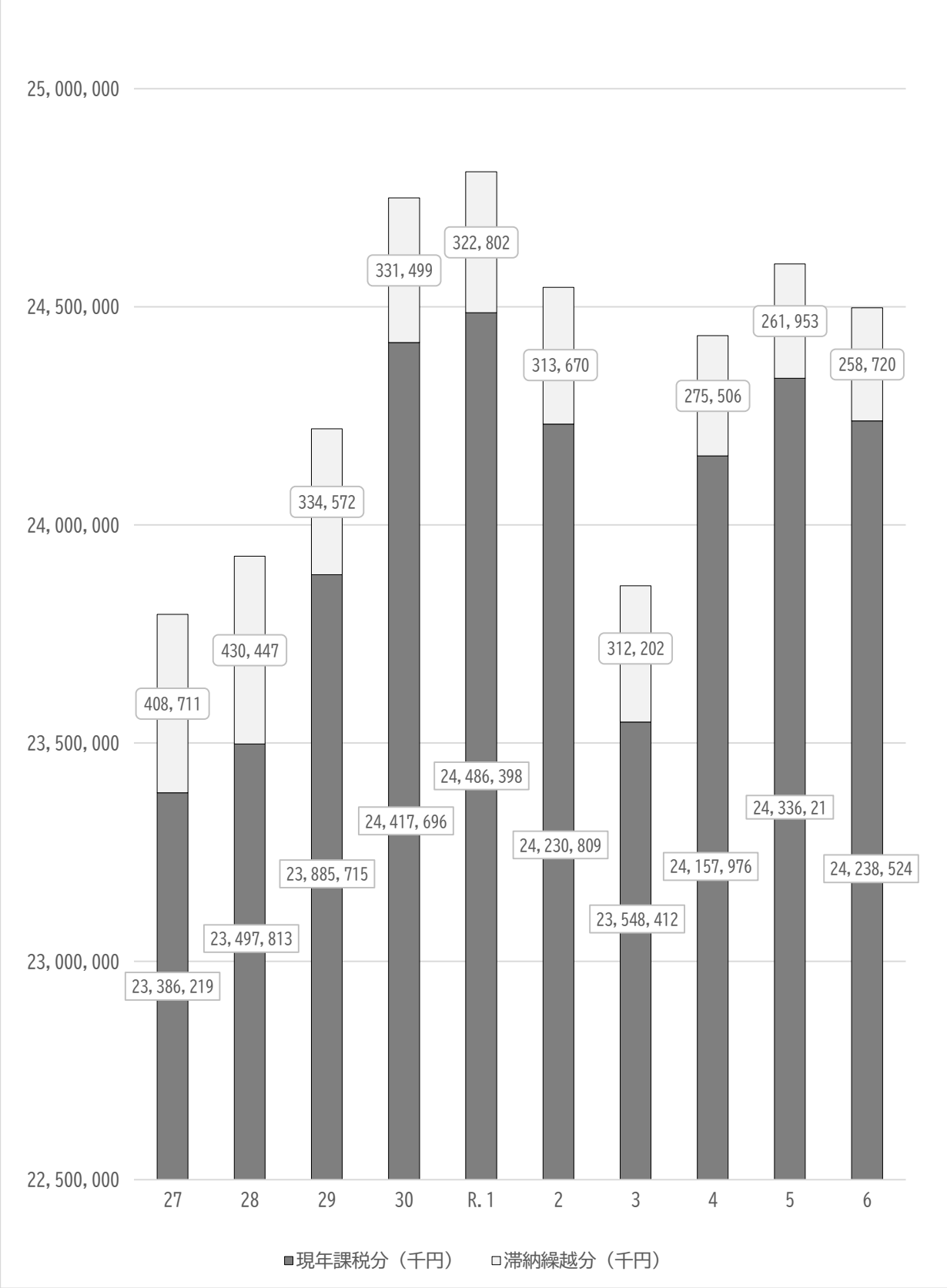
25,000,000
24,500,000
24,000,000
23,500,000
23,000,000
22,500,000
408,711
23,386,219
430,447
23,497,813
334,572
23,885,715
331,499
24,417,696
322,802
24,486,398
313,670
24,230,809
312,202
23,548,412
275,506
24,157,976
261,953
24,336,21
258,720
24,238,524
27
28
29
30
R.1
2
3
4
5
6
現年課税分（千円）
滞納繰越分（千円）

１－７．佐倉市行政組織図 （令和7年４月１日）

【市長事務部局】

- 市　長
  - 副市長
    - 企画政策部
      - 秘書課
      - 企画政策課
        - 企業誘致・公民連携推進室
      - 広報課
    - 総務部
      - 行政管理課
        - リスクマネジメント推進室
      - 人事課
      - 情報システム課
        - デジタルトランスフォーメーション推進室
    - 財政部
      - 財政課
      - 市民税課
      - 資産税課
      - 債権管理課
      - 契約検査課
    - 市民部
      - 市民課
        - 志津出張所　臼井・千代田出張所　根郷出張所
        - ユーカリが丘出張所　和田出張所　弥富派出所
        - 西志津市民サービスセンター　佐倉市民サービスセンター
        - 佐倉市パスポートセンター
      - 健康保険課
      - 自治人権推進課
        - 志津コミュニティセンター　和田ふるさと館
        - ミレニアムセンター佐倉　消費生活センター
        - 千代田・染井野ふれあいセンター　市民公益活動サポートセンター
    - 福祉部
      - 社会福祉課
      - 高齢者福祉課
      - 介護保険課
      - 障害福祉課
    - こども支援部
      - こども政策課
      - こども保育課
        - 佐倉保育園　臼井保育園　志津保育園
        - 根郷保育園　北志津保育園　馬渡保育園
        - 子育て交流センター
      - こども家庭課
    - 健康推進部
      - 健康推進課
      - 母子保健課
        - 西部保健センター　南部保健センター
    - 経済環境部
      - 農政課
        - 農村婦人の家
      - 商工振興課
      - 生活環境課
        - 気候変動対策室
      - 廃棄物対策課
    - 魅力推進部
      - 佐倉の魅力推進課
      - 文化課
        - 市民音楽ホール　美術館
      - 生涯スポーツ課
    - 土木部
      - 土木管理課
      - 道路維持課
      - 道路建設課
      - 治水課
    - 都市部
      - 都市計画課
      - 公園緑地課
      - 建築指導課
      - 住宅課
      - 市街地整備課
    - 危機管理部
      - 危機管理課
    - 資産経営部
      - 資産経営課
        - 新庁舎準備室
      - 施設保全課
  - 会計管理者
    - 会計課

【公営企業】

上下水道事業管理者 ── 上下水道部
- 経営企画課
- 水道課
- 下水道課

【議会】

事務局

【監査委員】

事務局

【選挙管理委員会】

事務局

【農業委員会】

事務局

【教育委員会】

教育長 ── 教育部
- 教育総務課
  - 教育施策推進室
- 学務課
- 指導課
- 社会教育課

- 教育センター
- 中央公民館　和田公民館　弥富公民館
  根郷公民館　志津公民館　臼井公民館
- 佐倉図書館　志津図書館　佐倉南図書館
- 佐倉幼稚園
- 佐倉小学校　内郷小学校　臼井小学校　印南小学校
  千代田小学校　上志津小学校　志津小学校　下志津小学校
  南志津小学校　根郷小学校　和田小学校　弥富小学校
  井野小学校　佐倉東小学校　西志津小学校　小竹小学校
  間野台小学校　王子台小学校　青菅小学校　寺崎小学校
  山王小学校　染井野小学校　白銀小学校
- 佐倉中学校　志津中学校　上志津中学校　南部中学校
  臼井中学校　井野中学校　佐倉東中学校　臼井西中学校
  西志津中学校　臼井南中学校　根郷中学校

【固定資産評価審査委員会】

１－８．税務機構等

（１）税務機構

【財 政 部】　部長　１ 名　（令和7年4月1日現在）

市 民 税 課 （18名）	税　制　班	（１）税務の総合調整に関すること （２）軽自動車税、市たばこ税及び入湯税の賦課調定に関すること （３）原動機付自転車及び小型特殊自動車標識の交付に関すること （４）市県民税に係る証明等及び軽自動車税の納税証明に関すること （５）税制に関すること （６）税務統計に関すること （７）法人市民税の賦課調定に関すること （８）固定資産評価審査委員会に関すること
	市 民 税 班	（１）市県民税普通徴収の賦課調定に関すること （２）市県民税特別徴収の賦課調定に関すること
資 産 税 課 （21名）	資産課税班	（１）固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課調定及び統計に関すること （２）家屋課税台帳及び家屋課税補充台帳並びに名寄帳に関すること （３）土地課税台帳及び土地課税補充台帳並びに名寄帳に関すること （４）償却資産に関すること （５）国有資産等所在市町村交付金に関すること （６）土地及び家屋の異動処理に関すること （７）公簿の閲覧及び固定資産税に係る証明等に関すること
	土　地　班	（１）土地の調査及び評価に関すること
	家　屋　班	（１）家屋の調査及び評価に関すること
債権管理課 （21名）	滞 納 整 理 指 導 担 当	（１）特定の未収債権の徴収に関すること （２）特定の未収債権の滞納処分に関すること （３）未収債権の徴取及び滞納処分に係る支援、助言等に関すること
	管　理　班	（１）税の収納管理に関すること （２）税の過誤納金の取扱いに関すること （３）納税奨励に関すること （４）納税口座振替に関すること （５）納税証明に関すること
	滞納処分班	（１）納税督促に関すること （２）特定の未収債権の滞納処分に関すること （３）市債権の適正管理、徴収に係る調査研究及び総合的な調整に関すること
	徴　収　班	（１）特定の未収債権の徴収に関すること （２）特定の未収債権の滞納処分に関すること （３）納付（納入）委託及び受託に関すること

（２）税務機構の変遷

（その１）

年月	税務機構名		
	部名	課（室）名	係（班）名
昭35.4	－	税務課	管理係・賦課係・徴収係・固定資産評価係
昭37.4	－	税務課	管理係・賦課係・徴収係
		固定資産評価室	評価係
昭46.4	総務部	課税課	市民税係・資産税係・諸税係
		収税課	管理係・収税係
昭48.4	企画財政部	税務課	管理係・市民税係・収納係・資産税第一係・資産税第二係
昭49.4	〃	〃	諸税係・市民税係・収納係・土地係・家屋係
昭50.1	財政部	〃	〃
昭51.4	企画財政部	〃	〃
昭55.4	市民部	〃	〃
昭58.4	〃	市民税課	諸税係・市民税係・管理係・収納係
		資産税課	庶務係・土地係・家屋係
昭62.4	〃	市民税課	諸税係・市民税係・整備係・収納係
		資産税課	庶務係・土地係・家屋係
平4.4	財政部	市民税課	諸税係・市民税係・整備係・収納係
		資産税課	庶務係・土地係・家屋係
平6.4	〃	市民税課	管理係・市民税係
		資産税課	管理係・土地係・家屋係
		収税課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平9.4	〃	市民税課	税制係・市民税係
		資産税課	管理係・課税係・土地評価係・家屋評価係
		収税課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平12.4	〃	市民税課	税制係・市民税係
		資産税課	課税係・土地評価係・家屋評価係
		収税課	管理係・徴収第一係・徴収第二係
平13.4	〃	市民税課	税制係・市民税係
		資産税課	課税係・土地評価係・家屋評価係
		収税課	管理係・徴収担当
平14.4	〃	市民税課	税制班・諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収税課	管理班・調査班・第１収税班・第２収税班・特別徴収担当
平15.7	税務部	市民税課	税制班・諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収税課	管理班・調査班・第１収税班・第２収税班・特別徴収担当
平16.9	〃	市民税課	諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収税課	管理班・調査班・第１収税班・第２収税班・特別徴収担当
平17.4	〃	市民税課	諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当
		収税課	収税班・管理班・滞納処分班・特別徴収担当

（その２）

年月	税務機構名		
	部名	課名	班名
平18.4	税務部	市民税課	諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班
		収税課	困難案件徴収担当・収税班・管理班・滞納処分班
平19.4	〃	市民税課	諸税班・市民税班・庶務担当
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産班
		収税課	収税班・管理班・滞納処分班
平20.4	〃	市民税課	諸税班・市民税班・渉外担当
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班・償却資産担当
		収税課	収税班・管理班・滞納処分班
平21.4	〃	市民税課	諸税班・市民税班
		資産税課	課税班・土地評価班・家屋評価班
		収税課	収税班・管理班・滞納処分班
平22.8	〃	課税課	市民税班・税制班・土地班・家屋班
		収税課	管理班・滞納処分班・収納班
平23.4	〃	課税課	市民税班・税制班・土地班・家屋班・資産課税班
		収税課	管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平25.4	〃	課税課	税制班・市民税班・資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平26.4	〃	市民税課	税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平27.4	〃	市民税課	税制改正担当・税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・滞納徴収班
平27.10	〃	市民税課	税制改正担当・税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・ 滞納徴収第１班・滞納徴収第２班
平29.4	〃	市民税課	税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		収税課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・ 滞納徴収第１班・滞納徴収第２班
令2.4	財政部	市民税課	税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		債権管理課	滞納整理指導担当・管理班・徴収１班・徴収２班・ 滞納処分班
令5.4	〃	市民税課	税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		債権管理課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・徴収班・ 特別滞納整理担当
令7.4	〃	市民税課	税制班・市民税班
		資産税課	資産課税班・土地班・家屋班
		債権管理課	滞納整理指導担当・管理班・滞納処分班・徴収班

２．市　　民　　税

２－１．　個人市民税調定額及び納税義務者の推移

（単位：千円、人）

区分＼年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		市民税調定額	納税義務者数	市民税調定額	納税義務者数	市民税調定額	納税義務者数	市民税調定額	納税義務者数	市民税調定額	納税義務者数
普通徴収	均等割のみ	13,235	3,781	13,263	3,789	13,469	3,848	21,204	7,068	11,157	3,719
	所得割のみ										
	均等割＋所得割	2,638,402	28,913	2,825,803	28,956	2,652,445	28,856	2,575,727	26,015	2,986,765	29,908
	計	2,651,636	32,694	2,839,066	32,745	2,665,914	32,704	2,596,931	33,083	2,997,922	33,627
特別徴収	均等割のみ	6,906	1,973	6,769	1,934	6,888	1,968	12,717	4,239	5,733	1,911
	所得割のみ										
	均等割＋所得割	7,976,830	54,251	7,960,299	54,016	8,126,362	54,247	7,752,669	52,580	8,587,306	55,691
	計	7,983,735	56,224	7,967,068	55,950	8,133,250	56,215	7,765,386	56,819	8,593,039	57,602
合計	均等割のみ	20,140	5,754	20,032	5,723	20,357	5,816	33,921	11,307	16,890	5,630
	所得割のみ										
	均等割＋所得割	10,615,231	83,164	10,786,102	82,972	10,778,807	83,103	10,328,396	78,595	11,574,071	85,599
	計	10,635,371	141,840	10,806,134	88,695	10,799,164	88,919	10,362,317	89,902	11,590,961	91,229
特別徴収義務者			17,565		17,547		17,650		17,794		18,021

（注）①市民税調定額は６月末現在　②退職所得に係る分離課税分を除きます。

２－２．個人市民税所得区分別課税額の推移

（単位：千円、％）

年　度 / 所得者区分	令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度			令和７年度		
	税　額	構成比	増減率	税　額	構成比	増減率	税　額	構成比	増減率	税　額	構成比	増減率	税　額	構成比	増減率
給与所得者	8,715,556	81.9	△ 4.7	8,679,521	80.3	△ 0.4	8,860,755	82.0	2.1	8,444,724	81.5	△ 4.7	9,344,576	80.6	10.7
営業等所得者	426,356	4.0	7.0	506,865	4.7	18.9	433,826	4.0	△ 14.4	438,245	4.2	1.0	458,578	4.0	4.6
農業所得者	6,915	0.1	6.1	6,881	0.1	△ 0.5	7,707	0.1	12.0	8,591	0.1	11.5	16,793	0.1	95.5
その他の所得者	1,486,544	14.0	1.4	1,612,867	14.9	8.5	1,496,876	13.9	△ 7.2	1,470,757	14.2	△ 1.7	1,771,014	15.3	20.4
計	10,635,371	100.0	△ 3.5	10,806,134	100.0	1.6	10,799,164	100.0	△ 0.1	10,362,317	100.0	△ 4.0	11,590,961	100.0	11.9

（注）①税額は６月末現在　②退職所得に係る分離課税分を除きます。

２－３．個人市民税所得区分別納税義務者の推移

（単位：人、％）

年　度 / 所得者区分	令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度			令和７年度		
	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率	納税義務者数	構成比	増減率
給与所得者	65,028	73.1	141840.0	64,738	73.0	△ 0.4	65,140	73.3	0.6	65,947	73.4	1.2	66,649	73.1	1.1
営業等所得者	3,048	3.4	10.1	2,996	3.4	△ 1.7	2,843	3.2	△ 5.1	2,867	3.2	0.8	2,912	3.2	1.6
農業所得者	89	0.1	△ 7.3	78	0.1	△ 12.4	89	0.1	14.1	98	0.1	10.1	125	0.1	27.6
その他の所得者	20,753	23.3	1.2	20,883	23.5	0.6	20,847	23.4	△ 0.2	20,990	23.3	0.7	21,543	23.6	2.6
計	88,918	100.0	△ 0.4	88,695	100.0	△ 0.3	88,919	100.0	0.3	89,902	100.0	1.1	91,229	100.0	1.5

（注）　納税義務者数は６月末現在

※端数処理の都合上、構成比合計が100%にならない場合があります。

２－４．市民税(個人・法人市民税）決算額の推移

市民税 決算額の推移

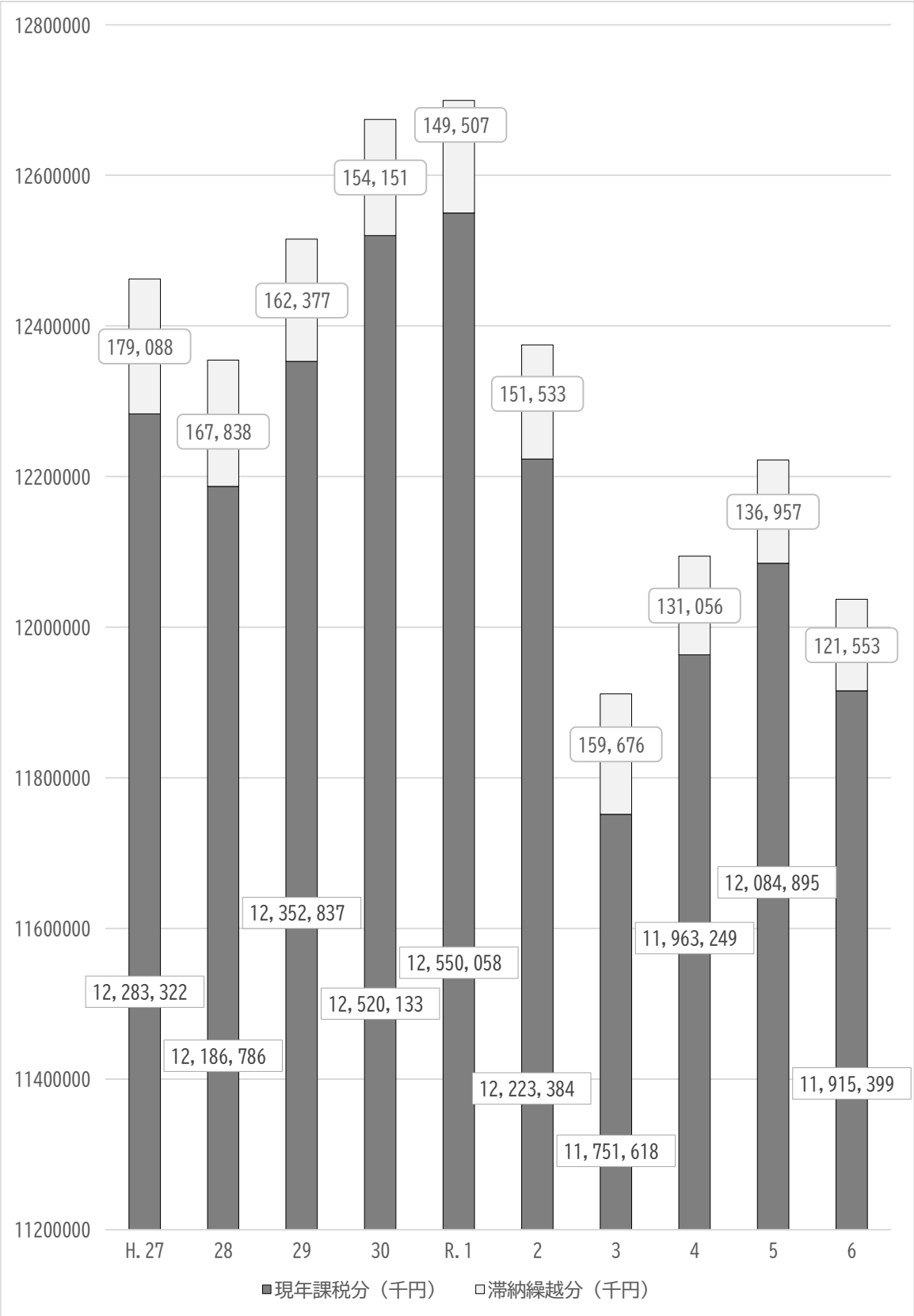

個人市民税 決算額の推移

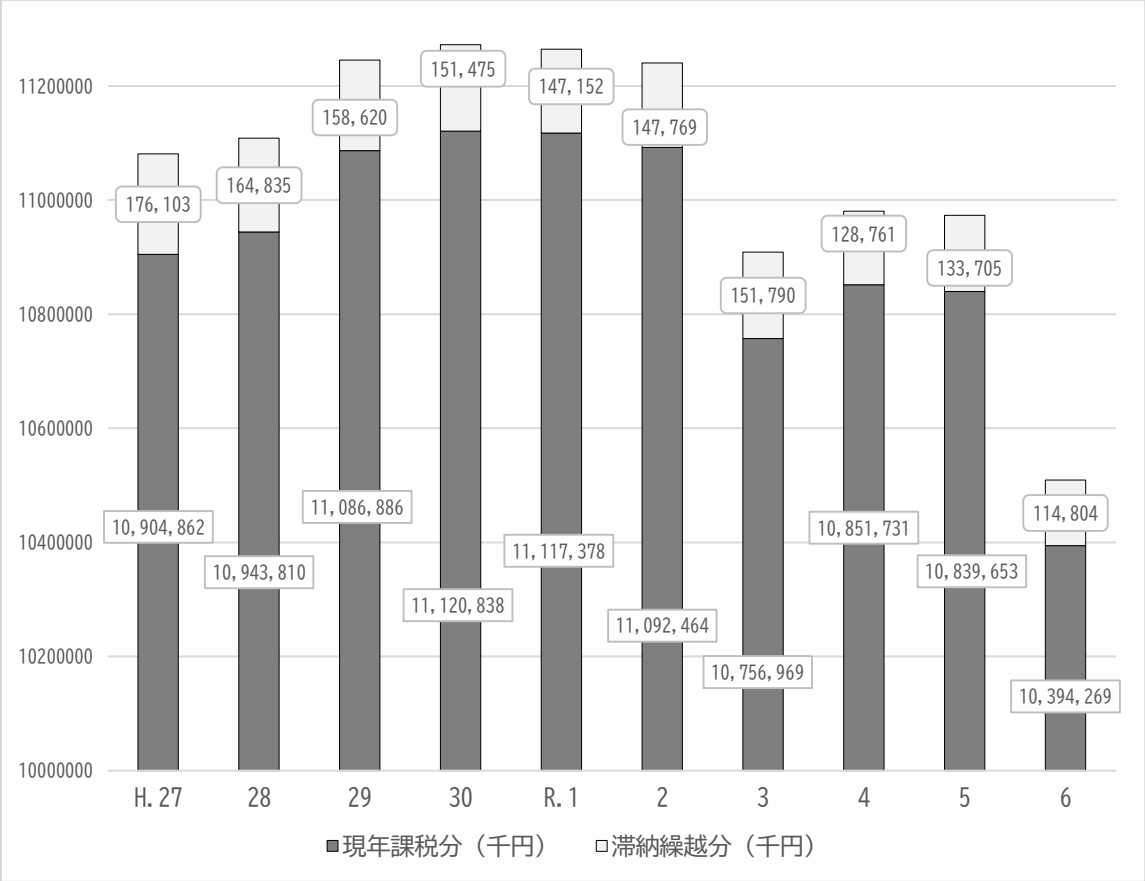

法人市民税 決算額の推移

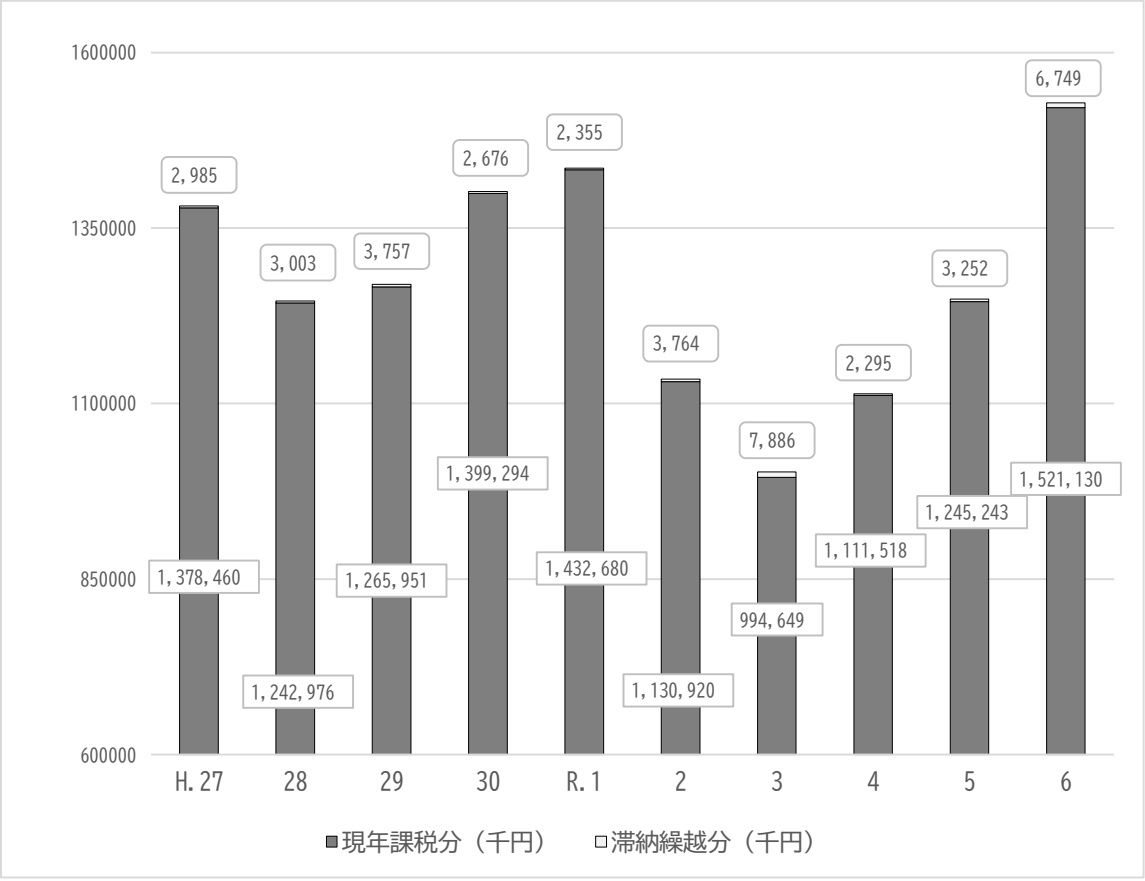

２－５．　令和７年度個人市民税の納税義務者等に関する調べ

（単位：人、千円）

区分 / 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計	
	納税義務者数	均等割額	納税義務者数	均等割額	所得割額	納税義務者数	市民税額
給与所得者	2,630	7,890	64,019	192,057	9,144,629	66,649	9,344,576
営業等所得者	298	894	2,614	7,842	449,842	2,912	458,578
農業所得者	16	48	109	327	16,418	125	16,793
その他の所得者	2,686	8,058	18,857	56,571	1,706,385	21,543	1,771,014
合計	5,630	16,890	85,599	256,797	11,317,274	91,229	11,590,961

（注）市民税額は６月末現在

２－６．令和７年度個人市民税課税標準額段階別課税状況

（単位：人、千円）

区分 / 課税標準額の段階	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税所得者		合計	
	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額	納税義務者数	課税標準額
10万円以下の金額	1	98,665	0	5,673	0	158	0	38,450	213	3,107,208	214	3,250,154
10万円を超え 100万円以下の金額	5,269	8,502,762	165	380,630	3	17,569	1,585	5,416,013	248	1,716,011	7,270	16,032,985
100万円を超え 200万円以下の金額	14,395	25,755,529	444	910,145	17	37,388	2,975	5,990,717	257	2,048,491	18,088	34,742,270
200万円を超え 300万円以下の金額	10,770	30,841,972	329	958,355	19	51,158	1,315	3,295,453	205	1,514,527	12,638	36,661,465
300万円を超え 400万円以下の金額	6,169	23,974,295	227	848,989	8	30,756	451	1,588,620	168	1,340,440	7,023	27,783,100
400万円を超え 550万円以下の金額	5,330	25,133,338	205	962,249	5	23,135	244	1,137,317	158	2,178,874	5,942	29,434,913
550万円を超え 700万円以下の金額	1,870	11,476,501	99	614,287	4	24,987	117	716,704	77	1,117,805	2,167	13,950,284
700万円を超え 1,000万円以下の金額	1,524	12,532,550	81	662,872	3	25,637	101	838,528	102	1,359,316	1,811	15,418,903
1,000万円を超える金額	1,289	23,343,020	109	2,497,783	5	71,359	104	2,556,206	132	7,915,135	1,639	36,383,503
合計	46,617	161,658,632	1,659	7,840,983	64	282,147	6,892	21,578,008	1,560	22,297,807	56,792	213,657,577

２－７．個人市民税年度別負担額の推移

区　分 ＼ 年　度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
人口１人当たり　（円／人）	61,526	62,881	63,208	61,045	68,633
１世帯当たり　（円／世帯）	135,172	136,586	135,608	128,982	142,985
納税義務者１人当たり　（円／人）	119,609	121,835	121,449	115,262	127,053
普通徴収対象者１人当たり　（円／人）	81,105	86,702	81,516	78,497	89,152
特別徴収対象者１人当たり　（円／人）	141,999	142,396	144,681	136,669	149,180

（注）人口、世帯数、市民税額は各年度の６月末現在

２－８．法人市民税年度別調定額の推移

区　分 ＼ 年　度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
均等割調定額　（千円）	398,667	388,331	399,895	395,378	424,587
法人税割調定額　（千円）	749,717	611,344	716,458	851,280	1,104,587
調定額合計　（千円）	1,148,384	999,675	1,116,353	1,246,658	1,529,174
納税義務者　（法人）	141,840	3,573	3,659	3,687	3,759
調定額対前年度増減率　（%）	△ 19.9	△ 12.9	11.7	11.7	22.7

２－９．法人市民税決算期別法人数

＜令和６年度＞

決算月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
法人数	126	268	901	226	276	324	273	310	365	176	136	378

２－１０．法人の設立状況

＜令和６年度＞

市内の従業員数 ＼ 資本金等の額		50 億 円 超	10 億 円 超 50億円以下	10 億 円 超	1 億 円 超 10億円以下	1,000万円超 1 億円以下	1,000万円以下	左記に掲げる 法人以外の法人	合　計
50 人 超	分 割 法 人	31	7		26	25	14		103
	その他の法人	－	2		2	12	7		23
	計	（９号法人） 31	（８号法人） 9		（６号法人） 28	（４号法人） 37	（２号法人） 21		126
50人以下	分 割 法 人			154	126	283		489	1,052
	その他の法人			1	5	156		2,419	2,581
	計			（７号法人） 155	（５号法人） 131	（３号法人） 439		（１号法人） 2,908	3,633
合　計	分 割 法 人	31	7	154	152	308	14	489	1,155
	その他の法人	－	2	1	7	168	7	2,419	2,604
	計	31	9	155	159	476	21	2,908	3,759

（注）左記に掲げる法人以外の法人欄には、資本金等の額及び市内従業員数によらないその他の法人を含んでいます。

２－１１．法人市民税の税率別調定額に関する調べ

424587

＜令和６年度＞

（単位：千円）

区　分	税率	調 定 額	税率	調 定 額	税率	調 定 額	税率	調 定 額	税率	調 定 額	調定額・計
均 等 割	5万円	141,840	12万円	2,600	13万円	55,144	15万円	5,410	16万円	20,431	424,587
	40万円	11,533	41万円	62,730	175万円	15,604	300万円	109,295			
法人税割	6.0%	306,900	7.2%	58,626	8.4%	729,583	9.7%	9,478	12.3%	－	1,104,587
									合　計		1,529,174

３．固定資産税・都市計画税・特別土地保有税

３－１．納税義務者数の推移（土地＋家屋＋償却資産　現年課税分）

区分＼年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
固定資産税	人 72,144	% 0.0	人 72,241	% 0.1	人 72,333	% 0.1	人 72,425	% 0.1	人 72,360	% △ 0.1
都市計画税	人 60,456	% 0.2	人 60,421	% △ 0.1	人 60,447	% 0.0	人 60,492	% 0.1	人 60,474	% 0.0

※当初調定の納税義務者数

３－２．土地筆数及び家屋棟数の推移（法定免税点以上）

区分＼年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率	筆棟数	増減率
土地	筆 165,693	% 0.2	筆 166,123	% 0.3	筆 166,521	% 0.2	筆 166,922	% 0.2	筆 166,981	% 0.0
家屋	棟 62,733	% 0.1	棟 62,940	% 0.3	棟 63,163	% 0.4	棟 63,390	% 0.4	棟 63,614	% 0.4

３－３．調定額の推移（当初調定額）

区分 ＼ 年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
		調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率	調定額	増減率
固定資産税	土地	千円 3,099,060	% △ 0.7	千円 3,099,656	% 0.0	千円 3,095,546	% △ 0.1	千円 3,123,259	% 0.9	千円 3,131,496	% 0.3
	家屋	4,208,264	△ 2.7	4,357,318	3.5	4,460,444	2.4	4,470,178	0.2	4,572,635	2.3
	小計	7,307,324	△ 1.9	7,456,974	2.0	7,555,990	1.3	7,593,437	0.5	7,704,131	1.5
	償却資産	1,787,689	△ 2.3	1,857,762	3.9	1,802,945	△ 3.0	1,844,409	2.3	1,919,185	4.1
	合計	9,095,013	△ 2.0	9,314,736	2.4	9,358,935	0.5	9,437,846	0.8	9,623,316	2.0
都市計画税	土地	789,069	△ 0.9	790,544	0.2	789,615	△ 0.1	796,439	0.9	798,395	0.2
	家屋	803,113	△ 3.6	831,651	3.6	850,103	2.2	857,554	0.9	878,869	2.5
	合計	1,592,182	△ 2.3	1,622,195	1.9	1,639,718	1.1	1,653,993	0.9	1,677,264	1.4

３－４．固定資産税決算額の推移

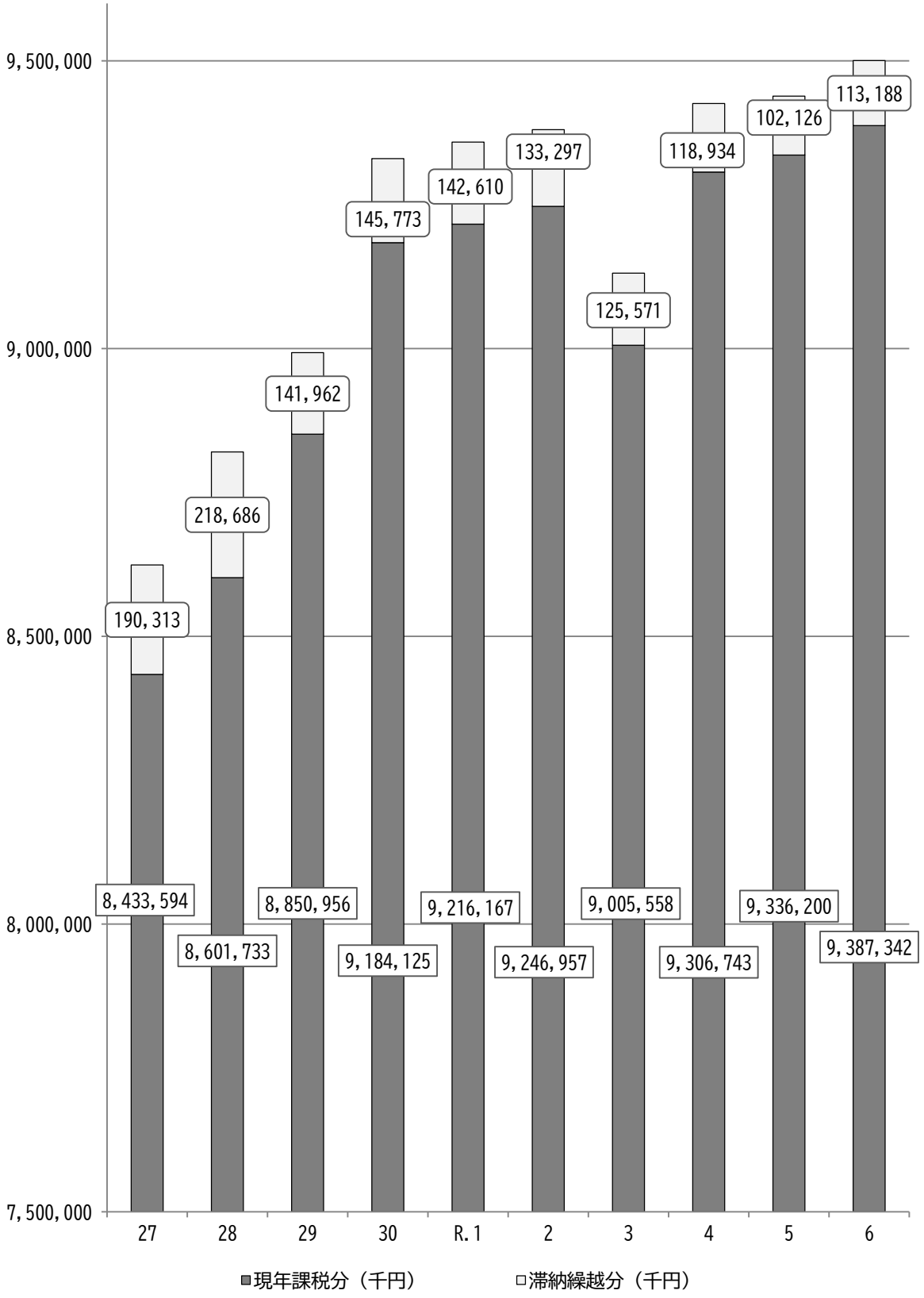

３－５．　令和７年度土地に関する概要

納税義務者数

（単位：人）

区分 / 納税義務者	総数（イ）	法定免税点未満のもの（ロ）	法定免税点以上のもの（イ）－（ロ）
個人・法人	60,064	4,893	55,171

総　括

区分 / 地目		地積 非課税地積（㎡）（イ）	地積 評価総地積（㎡）（ロ）	地積 法定免税点未満のもの（㎡）（ハ）	地積 法定免税点以上のもの（ロ）-（ハ）（㎡）（ニ）	決定価格 総額（千円）（ホ）	決定価格 法定免税点未満のもの（千円）（ヘ）	決定価格 法定免税点以上のもの（ホ）-（ヘ）（千円）（ト）	課税標準額（ト）に係る課税標準額（千円）（チ）	筆数 非課税地筆数（筆）（リ）	筆数 評価総筆数（筆）（ヌ）	筆数 法定免税点未満のもの（筆）（ル）	筆数 法定免税点以上のもの（ヌ）-（ル）（筆）	単位当たり価格 平均価格（ホ）/（ロ）（円/㎡）	単位当たり価格 最高価格（円/㎡）
田	一般田	－	18,680,080	950,976	17,729,104	1,796,628	86,916	1,709,712	1,704,569	－	20,263	1,407	18,856	96	112
田	勧告遊休田	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
田	介在田・市街化区域田	－	27,342	16	27,326	251,596	152	251,444	86,988	－	68	1	67	9,202	30,060
畑	一般畑	－	12,031,632	787,386	11,244,246	778,006	51,045	726,961	726,961	－	15,363	1,339	14,024	65	67
畑	勧告遊休畑	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
畑	介在畑・市街化区域畑	－	257,565	345	257,220	4,476,864	2,212	4,474,652	1,629,846	－	644	5	639	17,381	55,079
宅地	住宅用地 小規模住宅用地		10,742,999	73,439	10,669,560	415,763,355	1,069,966	414,693,389	68,997,508		71,341	1,094	70,247	38,701	106,449
宅地	住宅用地 一般住宅用地		3,591,840	1,449	3,590,391	66,773,970	20,642	66,753,328	22,231,651		25,136	137	24,999	18,590	95,200
宅地	住宅用地以外の宅地		5,233,070	242	5,232,828	148,804,711	3,563	148,801,148	96,537,179		8,004	30	7,974	28,435	126,319
宅地	計	960,492	19,567,909	75,130	19,492,779	631,342,036	1,094,171	630,247,865	187,766,338	1,077	104,481	1,261	103,220	32,264	126,319
塩田		－								－					
鉱泉地		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
池沼		108,114	26,787	8,332	18,455	1,880	227	1,653	1,653	12	82	41	41	70	303
山林	一般山林	－	15,965,112	1,796,731	14,168,381	763,552	86,154	677,398	677,398		15,754	2,566	13,188	48	51
山林	介在山林	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
牧場		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
原野		－	1,343,051	269,485	1,073,566	37,340	7,477	29,863	29,863	－	4,736	863	3,873	28	29
雑種地	ゴルフ場の用地	－	1,471,811	343	1,471,468	2,225,416	281	2,225,135	1,429,120	－	648	1	647	1,512	1,770
雑種地	遊園地等の用地	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
雑種地	鉄軌道用地	2,966	467,502	7	467,495	3,567,403	63	3,567,340	2,360,119	31	1,536	1	1,535	7,631	65,709
雑種地	その他の雑種地	641,215	5,765,660	111,379	5,654,281	41,336,149	76,988	41,259,161	27,707,128	2,572	11,739	848	10,891	7,169	100,600
雑種地	計	644,181	7,704,973	111,729	7,593,244	47,128,968	77,332	47,051,636	31,496,367	2,603	13,923	850	13,073	6,117	100,600
その他		26,372,762								60,014					
合計		28,085,549	75,604,451	4,000,130	71,604,321	686,576,870	1,405,686	685,171,184	224,119,983	63,706	175,314	8,333	166,981	9,081	

３－６． 宅地に関する調べ

区分	地区別	地積 (㎡) (ｲ)	決定価格 (千円) (ﾛ)	課税標準額 (千円)	単位当たり価格 平均価格 (ﾛ)／(ｲ) (円／㎡)	単位当たり価格 最高価格 (円／㎡)	最高価格地の所在
商業地区	繁華街	－	－	－	－	－	
	高度商業地区	－	－	－	－	－	
	普通商業地区	949,007	60,585,641	30,973,213	63,841	126,319	ユーカリが丘４丁目
	計	949,007	60,585,641	30,973,213	63,841	126,319	ユーカリが丘４丁目
住宅地区	併用住宅地区	741,914	37,145,699	14,285,696	50,067	87,608	ユーカリが丘３丁目
	高級住宅地区	－	－	－	－	－	
	普通住宅地区	10,930,400	441,249,069	97,284,962	40,369	86,451	西志津１丁目
	計	11,672,314	478,394,768	111,570,658	40,985	87,608	ユーカリが丘３丁目
工業地区	大工場地区	2,456,222	47,296,343	29,076,231	19,256	23,500	六崎
	中小工場地区	161,563	2,750,354	1,643,912	17,023	19,622	六崎
	家内工場地区	－	－	－	－	－	
	計	2,617,785	50,046,697	30,720,143	19,118	23,500	六崎
村落地区	集団地区	－	－	－	－	－	
	村落地区	4,253,673	41,220,759	14,502,324	9,691	21,755	高岡
	計	4,253,673	41,220,759	14,502,324	9,691	21,755	高岡
観光地区		－	－	－	－	－	
合計		19,492,779	630,247,865	187,766,338	32,332	126,319	ユーカリが丘４丁目

３－７．宅地に係る住宅用地・非住宅用地に関する調べ

区　　分	納税義務者数	地　　積	決定価格	課税標準額	筆　数
	人	㎡	千円	千円	筆
住宅用地	67,655	14,259,951	481,446,717	91,229,159	95,246
非住宅用地	3,208	5,232,828	148,801,148	96,537,179	7,974
計	70,863	19,492,779	630,247,865	187,766,338	103,220

３－８．介在農地及び市街化区域農地に関する調べ

区　　分	納税義務者数	地　　積	決定価格	課税標準額	筆　数
	人	㎡	千円	千円	筆
介在農地	37	41,175	425,548	295,027	64
特定市街化区域農地	362	243,371	4,300,548	1,421,807	642
計	399	284,546	4,726,096	1,716,834	706

３－９．令和７年度家屋に関する概要

納税義務者数

区分 / 納税義務者	総数 (ｲ) (人)	法定免税点未満のもの (ﾛ) (人)	法定免税点以上のもの (ｲ)-(ﾛ) (人)
個人・法人	62,638	774	61,864

総　括

区分		棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円)
木造	総数	53,079	5,823,799	146,016,343	25,072
	法定免税点未満のもの	978	45,710	55,027	1,204
	法定免税点以上のもの	52,101	5,778,089	145,961,316	25,261
木造以外	総数	11,565	4,545,657	192,378,631	42,321
	法定免税点未満のもの	52	1,578	6,112	3,873
	法定免税点以上のもの	11,513	4,544,079	192,372,519	42,335
計	総数	64,644	10,369,456	338,394,974	32,634
	法定免税点未満のもの	1,030	47,288	61,139	1,293
	法定免税点以上のもの	63,614	10,322,168	338,333,835	32,777
非課税家屋		112	90,002		

３－１０．家屋の増減状況の推移

年度	増減 / 項目	新増築 木造	新増築 非木造	新増築 計	滅失 木造	滅失 非木造	滅失 計
令和3年度	棟数	462	77	539	426	48	474
	床面積（㎡）	53,555	16,861	70,416	34,430	13,174	47,604
	単位当たり価格（円）	78,617	88,053	80,876	11,791	31,125	17,141
	決定価格（千円）	4,210,337	1,484,657	5,694,994	405,947	410,036	815,983
令和4年度	棟数	446	76	522	381	56	437
	床面積（㎡）	55,723	16,947	72,670	32,463	9,462	41,925
	単位当たり価格（円）	78,937	125,624	89,825	13,285	16,721	14,061
	決定価格（千円）	4,398,620	2,128,942	6,527,562	431,282	158,212	589,494
令和5年度	棟数	556	59	615	545	58	603
	床面積（㎡）	63,981	14,357	78,338	40,515	11,143	51,658
	単位当たり価格（円）	81,045	105,751	85,573	10,545	18,453	12,251
	決定価格（千円）	5,185,368	1,518,260	6,703,628	427,234	205,627	632,861
令和6年度	棟数	517	56	573	355	50	405
	床面積（㎡）	59,253	31,414	90,667	31,597	17,362	48,959
	単位当たり価格（円）	90,249	129,030	103,686	12,940	15,246	13,758
	決定価格（千円）	5,347,551	4,053,336	9,400,887	408,873	264,695	673,568
令和7年度	棟数	476	78	554	366	65	431
	床面積（㎡）	58,540	30,362	88,902	32,852	11,354	44,206
	単位当たり価格（円）	88,890	97,040	91,673	13,838	24,515	16,580
	決定価格（千円）	5,203,600	2,946,340	8,149,940	454,613	278,343	732,956

３－１１．国有資産等所在市町村交付金に関する調べ

調定の状況

（単位：千円）

区　　分	台帳価格	算定標準額	交付金	団体数
交付金	1,909,965	1,192,363	16,692	3

交付金の状況

（単位：千円）

区　　分			国有資産		公有資産		交付金額計
			算定標準額	交付金額	算定標準額	交付金額	
貸付資産	住宅	１／６	7,963	111	115,695	1,620	1,731
		１／３	1,012	14	－	－	14
		２／５	－	－	64,857	908	908
	住宅以外		115,462	1,616	904	13	1,629
	小計		124,437	1,741	181,456	2,541	4,282
地方公営事業に係るもの（水道施設等）			－	－	886,470	12,410	12,410
計			124,437	1,741	1,067,926	14,951	16,692

３－１２．償却資産の価格等に関する調べ

（単位：千円）

区分		決定価格	課税標準額	課税標準額の内訳	
				法第349条の3又は法附則第15条等の規定の適用を受けるもの（イ）	（イ）以外のもの（ロ）
市長が価格等を決定したもの	構築物	27,617,490	27,442,849	160,674	27,282,175
	機械及び装置	50,740,386	49,868,927	348,674	49,520,253
	船舶	2,409	2,409	－	2,409
	航空機	－	－	－	－
	車両及び運搬具	470,474	470,474	－	470,474
	工具器具及び備品	18,074,669	18,067,687	4,650	18,063,037
	調整額	－	－	－	－
	小計（ハ）	96,905,428	95,852,346	513,998	95,338,348
法第三百八十九条関係	総務大臣が価格等を決定し、配分したもの	40,702,712	38,957,364		
	県知事が価格等を決定し、配分したもの	2,450,500	2,447,721		
	小計（ニ）	43,153,212	41,405,085		
法第743条第1項の規定により、県知事が価格等を決定したもの（ホ）		－	－	－	－
合計（ハ）＋（ニ）＋（ホ）		140,058,640	137,257,431		
内訳	市分の額		137,257,431		
	県分の額		－		

３－１３．償却資産納税義務者数（法定免税点以上）の推移

区分＼年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率	納税義務者数	増減率
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%
個人・法人	1,552	△ 6.7	1,681	8.3	1,711	1.8	1,780	4.0	1,796	0.9

３－１４．都市計画税に関する調べ

土地・家屋＼価格等			地積及び床面積 (千㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
土地	宅地等	宅地	14,130	565,951,438	244,656,793
		その他	1,550	29,443,955	19,442,661
		小計	15,680	595,395,393	264,099,454
	農地		274	4,310,223	2,850,714
	計		15,954	599,705,616	266,950,168
家屋	木造家屋		4,677	119,109,187	119,109,187
	木造以外の家屋		4,069	174,903,442	174,828,913
	計		8,746	294,012,629	293,938,100
合計				893,718,245	560,888,268

３－１５．都市計画税決算額の推移

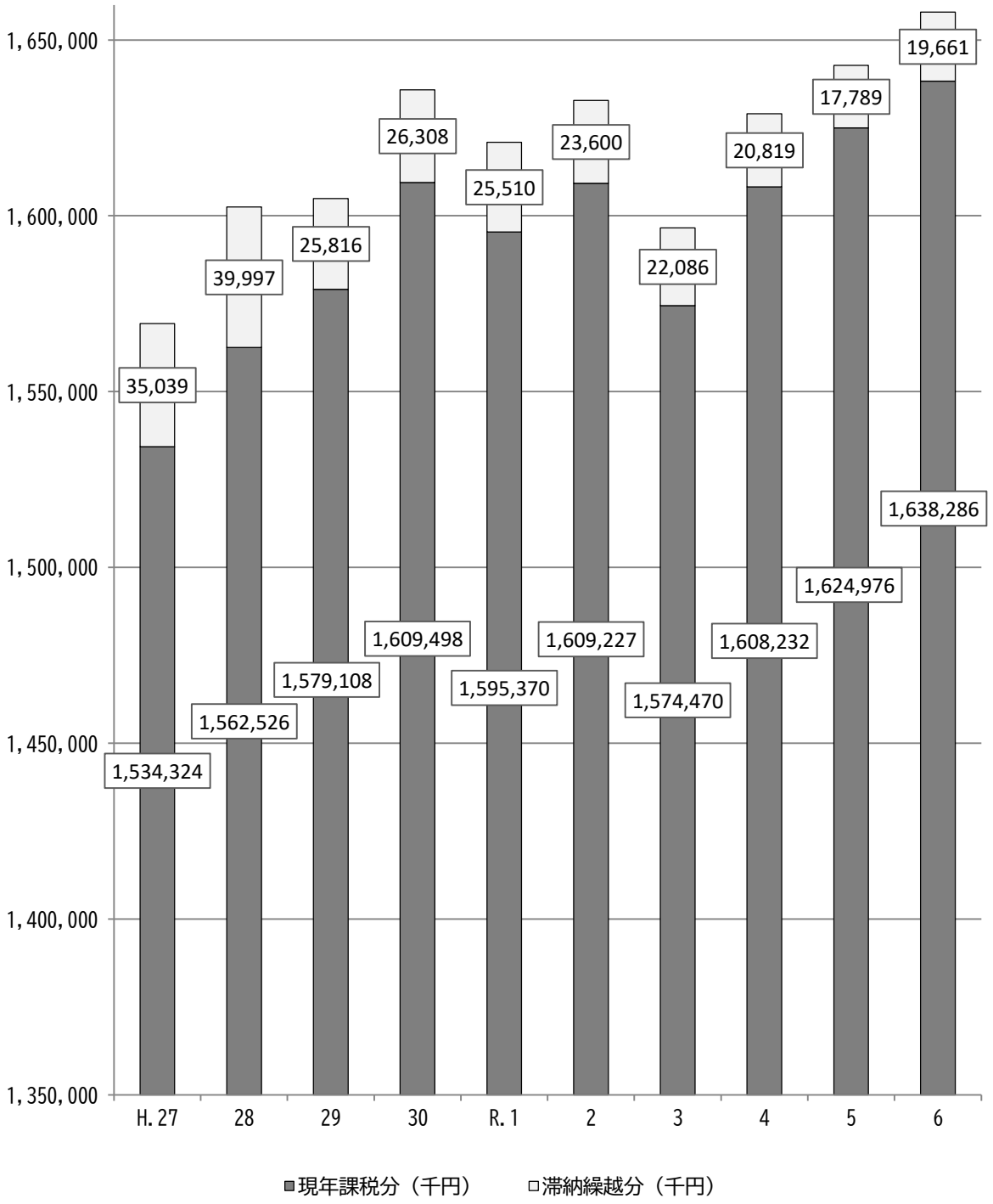

３－１６．特別土地保有税

　地方税法の改正により、平成１５年度以降は特別土地保有税の新たな課税が行われません。

４．諸　　税

４－１． 軽自動車税に関する調べ

（１）種別割

（各年度7月1日現在）

区分			令和５年度					令和６年度					令和７年度				
			保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a)-(b)-(c)	調定額 (千円)	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a)-(b)-(c)	調定額 (千円)	保有台数 (a)	官公署分 (b)	減免台数 (c)	課税台数 (a)-(b)-(c)	調定額 (千円)
原動機付自転車	50cc以下（特定小型を除く）		5,289	5	5	5,279	10,558	5,111	5	5	5,101	10,202	4,970	5	5	4,960	9,920
	新基準原付												0	0	0	0	0
	特定小型							20	0	0	20	40	42	0	0	42	84
	50cc超90cc以下		320	6	0	314	628	337	3	0	334	668	328	1	0	327	654
	90cc超125cc以下		1,858	39	1	1,818	4,363	1,960	42	2	1,916	4,598	2,024	44	1	1,979	4,749
	ミニカー		127	0	0	127	470	132	0	0	132	488	128	0	0	128	474
	小計		7,594	50	6	7,538	16,019	7,560	50	7	7,503	15,996	7,492	50	6	7,436	15,881
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪車		1,870	0	0	1,870	6,732	1,886	0	0	1,886	6,790	1,942	0	0	1,942	6,991
	三輪車(旧税率)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車(新税率)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車(重課)		1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5
	三輪車(75%軽課)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車(50%軽課)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車(25%軽課)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	三輪車計		1	0	0	1	5	1	0	0	1	5	1	0	0	1	5
	四輪車（旧税率）	乗用 営業用	2	0	0	2	11	3	0	0	3	16	9	0	0	9	50
		乗用 自家用	7,273	16	144	7,113	51,213	6,092	15	124	5,953	42,862	4,856	7	99	4,750	34,200
		貨物 営業用	90	0	0	90	270	72	0	0	72	216	55	0	0	55	165
		貨物 自家用	1,207	6	6	1,195	4,780	973	4	6	963	3,852	722	3	6	713	2,852
		小計	8,572	22	150	8,400	56,274	7,140	19	130	6,991	46,946	5,642	10	105	5,527	37,267
	四輪車（新税率）	乗用 営業用	1	0	0	1	7	2	0	0	2	14	4	0	0	4	28
		乗用 自家用	12,189	6	256	11,927	128,812	13,594	8	295	13,291	143,543	14,958	12	316	14,630	158,004
		貨物 営業用	179	0	1	178	676	200	0	0	200	760	215	0	0	215	817
		貨物 自家用	2,267	3	11	2,253	11,265	2,548	5	15	2,528	12,640	2,830	7	14	2,809	14,045
		小計	14,636	9	268	14,359	140,760	16,344	13	310	16,021	156,957	18,007	19	330	17,658	172,894
	四輪車（重課）	乗用 営業用	5	0	0	5	41	6	0	0	6	49	12	0	0	12	98
		乗用 自家用	5,653	9	114	5,530	71,337	5,879	10	114	5,755	74,239	6,172	14	112	6,046	77,993
		貨物 営業用	73	0	0	73	328	76	0	0	76	342	78	0	0	78	351
		貨物 自家用	2,091	5	24	2,062	12,372	2,108	6	19	2,083	12,498	2,136	4	14	2,118	12,708
		小計	7,822	14	138	7,670	84,078	8,069	16	133	7,920	87,128	8,398	18	126	8,254	91,150
	四輪車（75%軽課）	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用	62	0	1	61	165	56	3	2	51	138	36	0	0	36	97
		貨物 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	0	16	16
		貨物 自家用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	9	12
		小計	62	0	1	61	165	56	3	2	51	138	62	1	0	61	125
	四輪車（50%軽課）	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用															
		貨物 営業用															
		貨物 自家用															
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車（25%軽課）	乗用 営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		乗用 自家用															
		貨物 営業用															
		貨物 自家用															
		小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	四輪車計		31,092	45	557	30,490	281,277	31,609	51	575	30,983	291,169	32,109	48	561	31,500	301,436
	農耕作業用		639	3	1	635	1,524	654	2	1	651	1,562	656	2	1	653	1,567
	小型特殊自動車		154	2	0	152	897	163	2	0	161	950	192	2	0	190	1,121
	小計		33,756	50	558	33,148	290,435	34,313	55	576	33,682	300,476	34,900	52	562	34,286	311,120
二輪の小型自動車			2,215	0	1	2,214	13,284	2,219	0	1	2,218	13,308	2,277	0	1	2,276	13,656
合計			43,565	100	565	42,900	319,738	44,092	105	584	43,403	329,780	44,669	102	569	43,998	340,657
対前年度増減率（%）			1.7	1.0	0.9	1.7	3.6	1.2	5.0	3.4	1.2	3.1	1.3	△ 2.9	△ 2.6	1.4	3.3

※軽課税率の改正により、令和４年度から三輪及び四輪の50%軽課及び25%軽課の対象車種は、乗用営業用のみとなりました。
※令和５年７月１日から特定小型原動機付自転車（表中「特定小型」）の登録制度が施行されたため、令和６年度から区分が追加されました。
※令和７年４月１日から排気量が125cc以下かつ最高出力4kW以下の原動機付自転車（表中「新基準原付」）の登録制度が施行されたため、令和７年度から区分が追加されました。

（２）環境性能割

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
課税台数(台)	506	525	802	722	1,035
調定額(千円)	8,875	9,163	16,849	16,331	22,604

４-２．軽自動車税決算額の推移

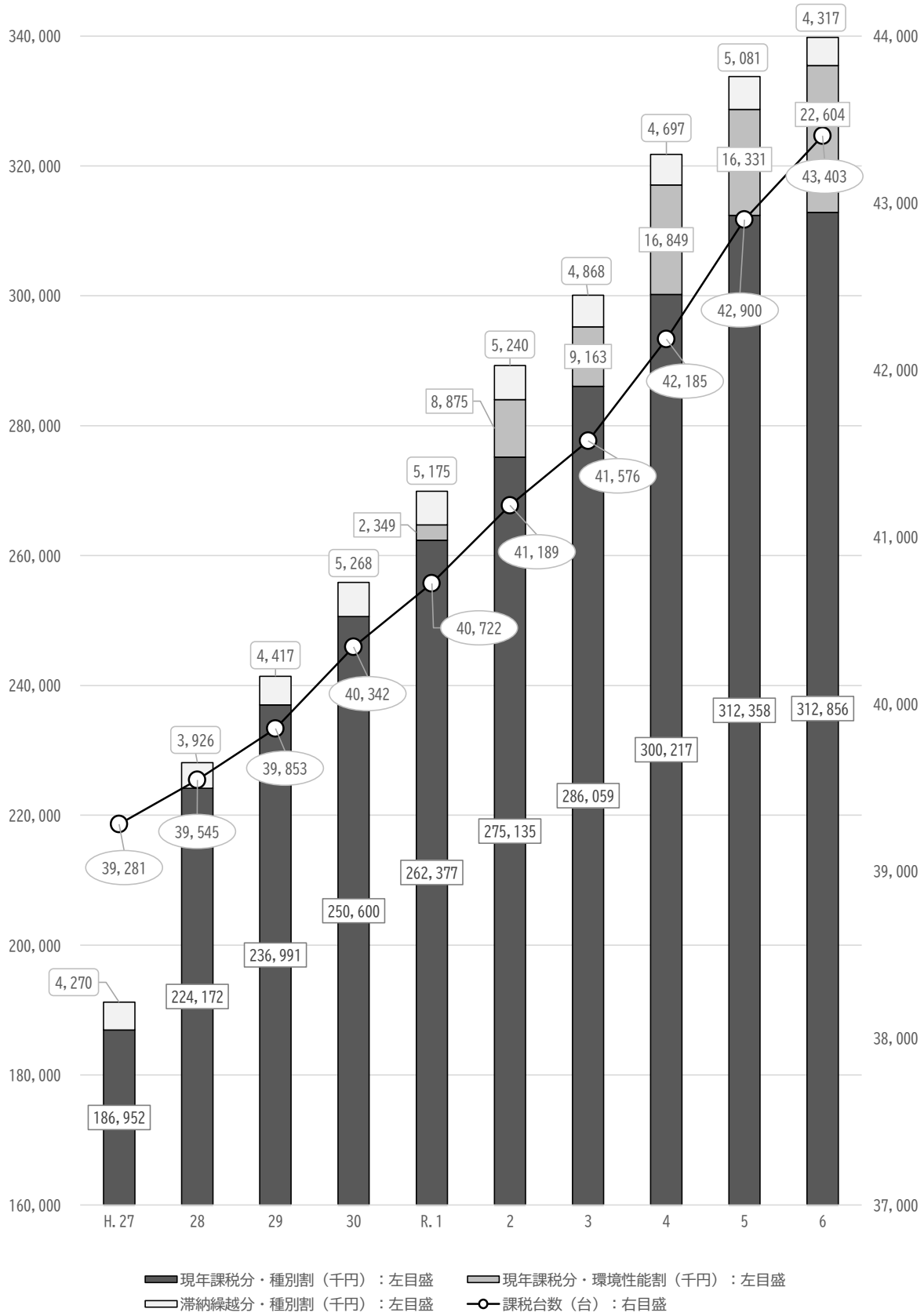

※ 課税台数は、各年度７月１日現在の台数です。
※ 令和元年10月１日に軽自動車税（環境性能割）が創設されたことに伴い、従来の軽自動車税は軽自動車税（種別割）となっています。
※ 令和６年度版から、令和元年度以降の現年課税分について「種別割」と「環境性能割」に分けて記載しています。

４－３．市たばこ税の推移

区　　年分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
売　渡　本　数	（千本）	180,726	175,660	163,556	154,688	148,774	144,616	143,287	144,352	144,167	142,878
税　額	（千円）	928,847	905,907	848,641	835,676	842,767	849,696	904,045	945,792	944,585	936,139
税額の増減率	（%）	△ 1.8	△ 2.5	△ 6.3	△ 7.8	△ 0.7	0.8	6.4	4.6	△ 0.1	△ 0.9
１本当り税額	（円）	5.140	5.157	5.189	5.402	5.665	5.876	6.309	6.552	6.552	6.552
20歳以上人口１人当り売渡本数	（本/年）	1,222	1,188	1,107	1,048	1,009	991	983	992	994	987
年間１人当り税額	（円）	5,248	5,132	4,820	4,762	4,824	4,905	5,264	5,530	5,559	5,542
年間１世帯当り税額	（円）	12,311	11,897	11,049	10,763	10,759	10,806	11,478	11,905	11,802	11,600
年度末現在	人　口	176,976	176,518	176,059	175,476	174,695	173,216	171,747	171,037	169,930	168,914
	20歳以上人　口	147,922	147,915	147,733	147,621	147,420	145,941	145,799	145,538	144,999	144,689
	世帯数	75,451	76,146	76,805	77,645	78,329	78,629	78,763	79,443	80,035	80,701

※「売渡本数（千本）」には、税制改正に伴う税率の引上時における手持品課税に係る本数は含まれていません。

※「人口」、「20歳以上人口」及び「世帯数」は、住民基本台帳（平成27年分から外国人登録を加算）によります。

４－４．市たばこ税決算額の推移

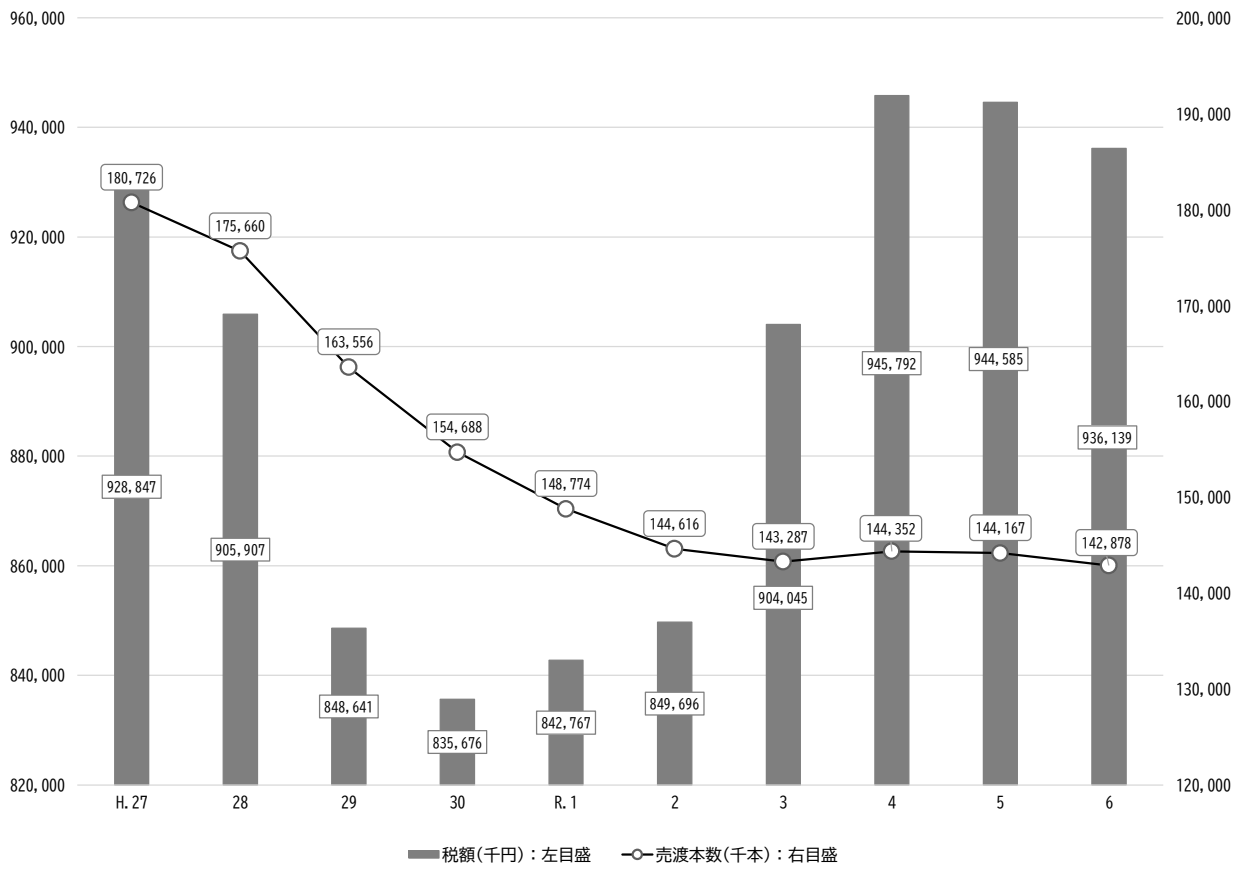

５．徴　　収

５－１．還付金調べ

１．過誤納金還付金（歳出還付）

（単位：件、円）

区分＼年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	839	25,449,885	856	32,170,280	851	30,229,989	797	32,379,700
法人市民税	270	27,044,000	229	15,139,500	245	35,097,500	260	27,445,300
固定資産税 都市計画税	152	14,888,300	69	2,473,350	143	5,410,600	103	6,879,800
軽自動車税	29	171,600	19	113,600	18	151,000	14	165,100
配当割額 及び株式等 譲渡割額	504	12,774,985	446	15,906,027	462	14,093,613	599	20,272,565
合計	1,794	80,328,770	1,619	65,802,757	1,719	84,982,702	1,773	87,142,465

２．過誤納金還付加算金

（単位：件、円）

区分＼年度	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
市県民税	23	69,100	20	35,600	20	65,076	10	35,500
法人市民税	26	88,100	18	50,900	26	232,900	33	143,500
固定資産税 都市計画税	43	3,998,587	11	64,212	52	1,066,485	36	246,048
軽自動車税	0	0	0	0	0	0	0	0
配当割額 及び株式等 譲渡割額	9	2,800	8	10,300	3	7,100	4	6,400
合計	101	4,158,587	57	161,012	101	1,371,561	83	431,448

５－２．督促状発付状況の推移

１．市県民税

（単位：件、％）

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
令和３年度	281,685	15,215	5.4
令和４年度	280,445	15,607	5.6
令和５年度	281,249	15,279	5.4
令和６年度	256,805	14,875	5.8

２．固定資産税・都市計画税

（単位：件、％）

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
令和３年度	287,810	20,422	7.1
令和４年度	288,313	20,991	7.3
令和５年度	288,684	19,903	6.9
令和６年度	288,896	19,361	6.7

３．軽自動車税

（単位：件、％）

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
令和３年度	41,561	3,591	8.6
令和４年度	42,170	3,785	9.0
令和５年度	42,892	3,647	8.5
令和６年度	43,383	3,525	8.1

４．法人市民税

（単位：件、％）

区分 年度	調定件数	発送件数	調定件数に対する比率
令和３年度	4,746	151	3.2
令和４年度	4,949	192	3.9
令和５年度	5,018	197	3.9
令和６年度	5,171	220	4.3

５－３．不納欠損額の推移

（単位：人、円）

年度 / 税目	令和３年度		令和４年度		令和５年度		令和６年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
市民税	693	62,470,835	615	39,012,929	608	32,309,000	728	27,910,931
（うち個人）	663	60,096,735	575	36,437,494	578	29,424,891	701	26,424,368
（うち法人）	30	2,374,100	40	2,575,435	30	2,884,109	27	1,486,563
固定資産税	396	23,663,108	319	13,893,210	333	17,200,152	418	13,782,101
軽自動車税	431	3,692,600	446	3,395,033	438	3,341,113	402	3,005,815
都市計画税	396	4,438,502	319	2,563,746	333	3,175,798	418	2,464,569
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,916	94,265,045	1,699	58,864,918	1,712	56,026,063	1,966	47,163,416

５－４．口座振替の状況

口座振替利用状況等

（単位：件、円）

区分 年度	税目	調定件数 (A)	口座利用件数 (B)	利用率 (B)/(A)	決算額 (C)	口座振替額 (D)	割合 (D)/(C)
令和３年度	市民税	37,630	4,759	12.6%	2,712,606,451	532,304,087	19.6%
	固定資産税 都市計画税	72,153	30,887	42.8%	10,580,029,045	4,542,232,700	42.9%
	軽自動車税	42,170	3,910	9.3%	286,059,300	26,063,300	9.1%
	合計	151,953	39,556	26.0%	13,578,694,796	5,100,600,087	37.6%
令和４年度	市民税	37,416	4,575	12.2%	2,915,359,926	622,630,864	21.4%
	固定資産税 都市計画税	72,265	30,745	42.5%	10,914,976,278	4,696,735,600	43.0%
	軽自動車税	42,774	3,938	9.2%	300,216,500	26,947,200	9.0%
	合計	152,455	39,258	25.8%	14,130,552,704	5,346,313,664	37.8%
令和５年度	市民税	37,942	4,538	12.0%	2,756,017,198	521,353,489	18.9%
	固定資産税 都市計画税	72,347	30,607	42.3%	10,961,176,908	4,803,664,400	43.8%
	軽自動車税	43,489	3,957	9.1%	312,357,800	27,617,400	8.8%
	合計	153,778	39,102	25.4%	14,029,551,906	5,352,635,289	38.2%
令和６年度	市民税	38,311	3,319	8.7%	2,702,398,021	685,608,819	25.4%
	固定資産税 都市計画税	72,437	30,427	42.0%	11,025,629,097	3,868,178,200	35.1%
	軽自動車税	43,986	3,962	9.0%	321,856,485	28,119,800	8.7%
	合計	154,734	37,708	24.4%	14,049,883,603	4,581,906,819	32.6%

５－５．差押状況

（単位：件、円）

年度	区分	繰越差押		差押執行		差押解除		差押中	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
令和３年度	不動産	1,747	920,881,071	61	36,068,229	130	60,024,226	1,678	896,925,074
	債権等	275	164,537,853	372	155,625,233	329	134,523,741	318	185,639,345
	合計	2,022	1,085,418,924	433	191,693,462	459	194,547,967	1,996	1,082,564,419
令和４年度	不動産	1,678	896,925,074	56	54,339,391	142	91,064,538	1,592	860,199,927
	債権等	318	185,639,345	387	233,494,544	364	157,518,703	341	261,615,186
	合計	1,996	1,082,564,419	443	287,833,935	506	248,583,241	1,933	1,121,815,113
令和５年度	不動産	1,592	860,199,927	20	21,401,152	126	114,009,789	1,486	767,591,290
	債権等	341	261,615,186	352	369,995,056	337	264,021,967	356	367,588,275
	合計	1,933	1,121,815,113	372	391,396,208	463	378,031,756	1,842	1,135,179,565
令和６年度	不動産	1,486	767,591,290	14	16,152,880	113	68,387,854	1,387	715,356,316
	債権等	356	367,588,275	420	259,451,494	429	215,677,429	347	411,362,340
	合計	1,842	1,135,179,565	434	275,604,374	542	284,065,283	1,734	1,126,718,656

（注）不動産差押件数には、不動産参加差押件数を含んでいます。

５－６．収入率の推移

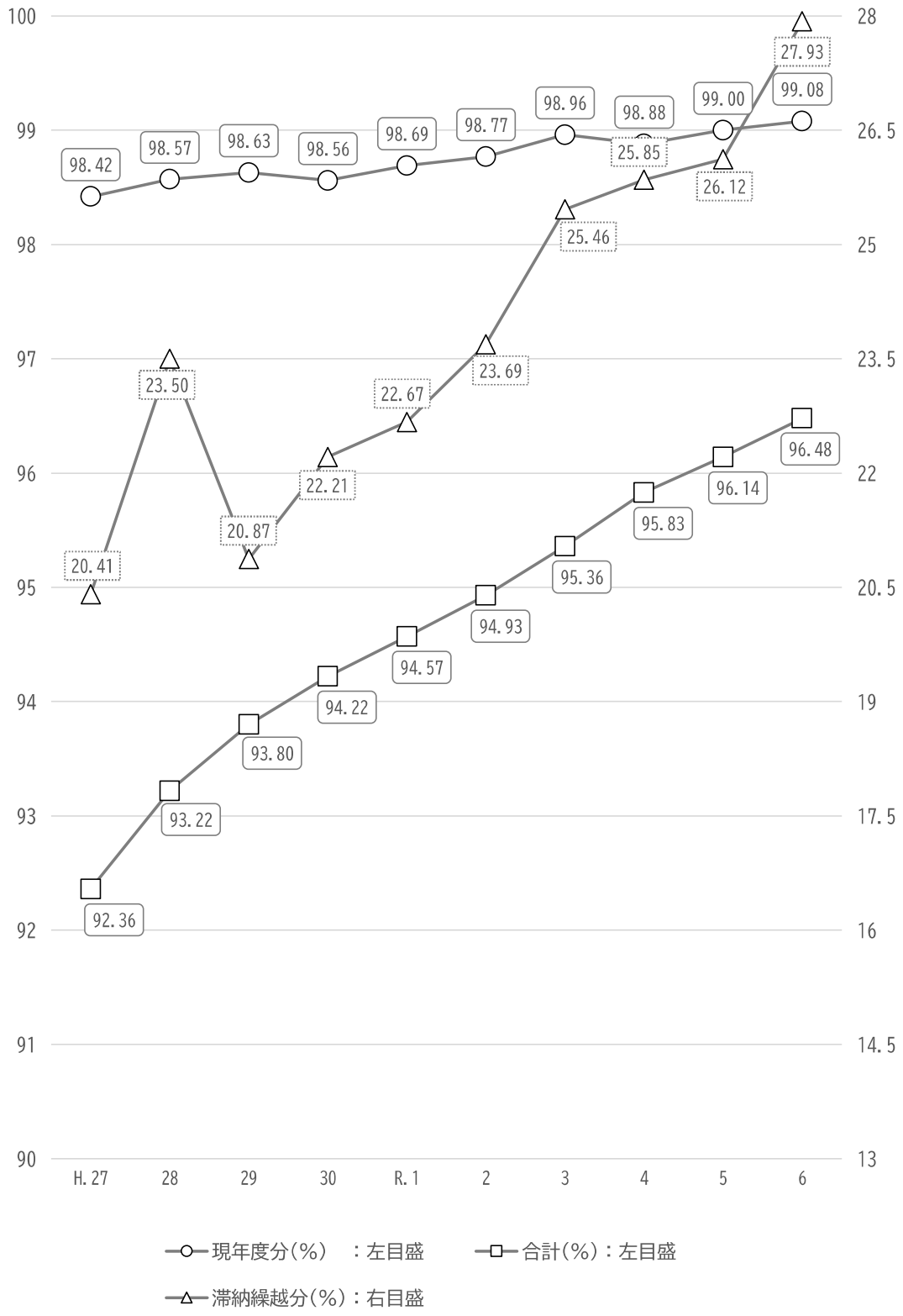
100
99
98
97
96
95
94
93
92
91
90
28
26.5
25
23.5
22
20.5
19
17.5
16
14.5
13
H.27
28
29
30
R.1
2
3
4
5
6
98.42
98.57
98.63
98.56
98.69
98.77
98.96
98.88
99.00
99.08
20.41
23.50
20.87
22.21
22.67
23.69
25.46
25.85
26.12
27.93
92.36
93.22
93.80
94.22
94.57
94.93
95.36
95.83
96.14
96.48
現年度分(%)　：左目盛
合計(%)：左目盛
滞納繰越分(%)：右目盛

６．そ　　の　　他

６－１．税務証明書等の発行件数

（１）税務証明書等の発行件数の推移

（単位：件）

区分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
市民税関係	課税・所得証明書	8,752	9,584	8,832	6,951	6,892
	非課税証明書	7,607	8,452	8,055	5,835	5,555
	その他	439	465	808	835	791
	小計	16,798	18,501	17,695	13,621	13,238
収税関係	納税証明書	3,807	3,856	4,141	4,434	4,106
	軽自動車税納税証明書	2,501	2,528	2,401	1,359	1,073
	その他	16	0	2	4	1
	小計	6,324	6,384	6,544	5,797	5,180
資産税関係	記載事項証明書	3,393	3,885	3,719	3,744	3,924
	住宅用家屋証明書	690	705	836	879	810
	その他	1,300	1,466	1,501	2,159	2,433
	小計	5,383	6,056	6,056	6,782	7,167
合計		28,505	30,941	30,295	26,200	25,585

（２）本庁及び出先機関月別発行件数内訳（令和６年度）

（単位：件）

区分		４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
本庁		1,579	1,325	1,526	1,755	1,600	1,401	1,235	1,337	1,129	1,361	1,265	1,166	16,679
出先機関	志津出張所	328	211	473	447	408	302	371	269	312	265	233	267	3,886
	ユーカリが丘出張所	146	89	276	238	202	151	164	97	104	116	113	111	1,807
	臼井・千代田出張所	144	114	277	271	304	186	177	202	101	129	123	174	2,202
	根郷出張所	39	13	101	255	78	39	42	46	49	38	38	45	783
	和田出張所	3	8	13	11	7	24	5	8	7	6	15	9	116
	弥富派出所	7	3	13	2	16	27	10	6	13	4	7	4	112
	小計	667	438	1,153	1,224	1,015	729	769	628	586	558	529	610	8,906
合計		2,246	1,763	2,679	2,979	2,615	2,130	2,004	1,965	1,715	1,919	1,794	1,776	25,585

証明発行件数の構成比の推移

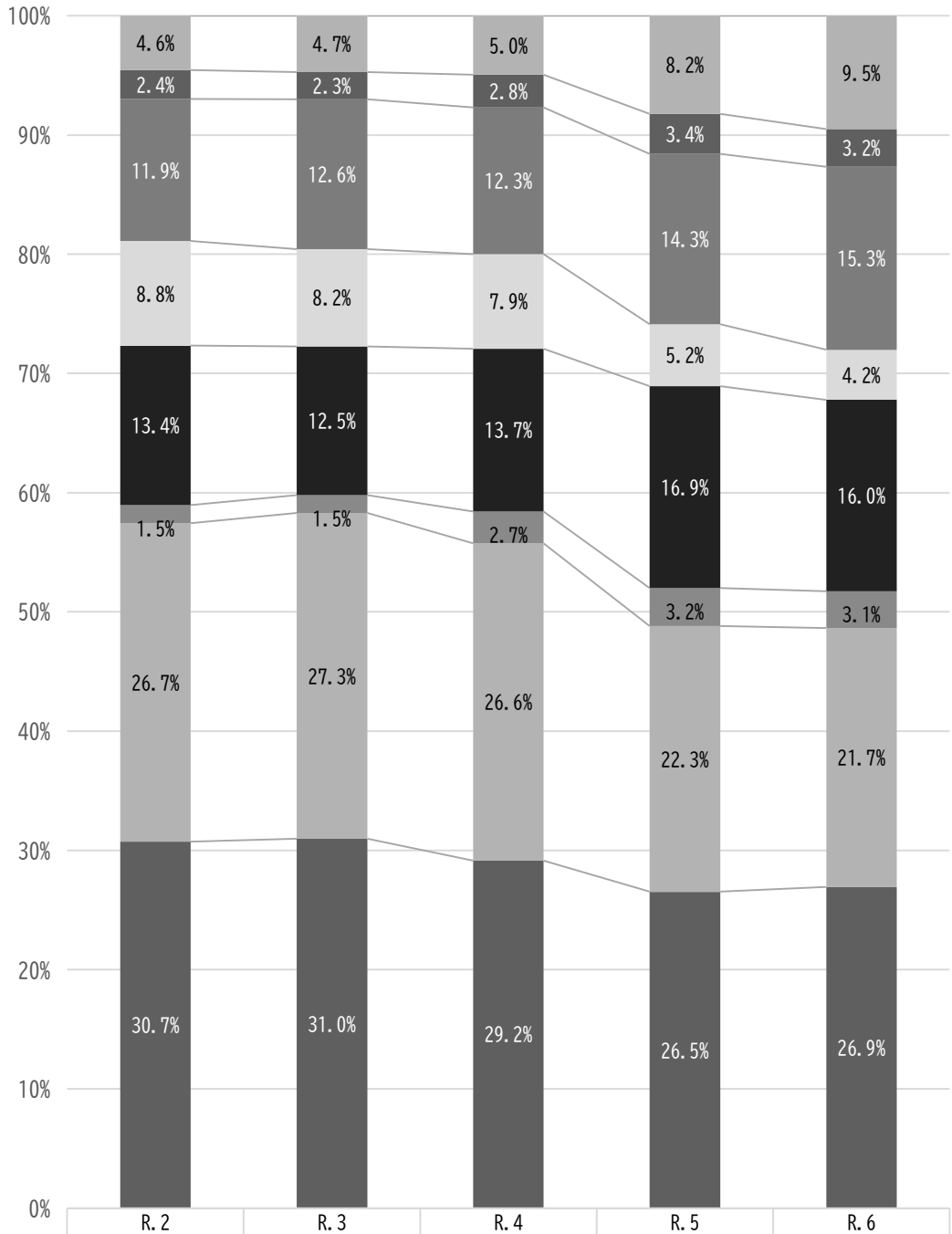

	R. 2	R. 3	R. 4	R. 5	R. 6
その他資産税証明	4. 6%	4. 7%	5. 0%	8. 2%	9. 5%
住宅用家屋証明	2. 4%	2. 3%	2. 8%	3. 4%	3. 2%
資産税記載事項証明	11. 9%	12. 6%	12. 3%	14. 3%	15. 3%
軽自動車税納税証明	8. 8%	8. 2%	7. 9%	5. 2%	4. 2%
納税証明	13. 4%	12. 5%	13. 7%	16. 9%	16. 0%
その他市民税証明	1. 5%	1. 5%	2. 7%	3. 2%	3. 1%
非課税証明	26. 7%	27. 3%	26. 6%	22. 3%	21. 7%
課税所得証明	30. 7%	31. 0%	29. 2%	26. 5%	26. 9%

６－２．市税徴収経費の推移

（単位：千円）

区分			年度	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
税収入額		市税（A）		24,749,195	24,806,852	24,544,478	23,860,614	24,433,482	24,598,172	24,497,244
		個人の県民税		7,438,785	7,432,405	7,416,457	7,195,353	7,243,853	7,238,985	6,915,330
		合計（B）		32,187,980	32,239,257	31,960,935	31,055,967	31,677,335	31,837,157	31,412,574
徴税費	人件費	基本給		238,131	231,181	226,151	216,506	213,232	219,537	227,118
		諸手当		184,930	185,195	172,287	158,523	156,838	163,627	172,334
			超過勤務手当	29,455	32,385	26,659	19,935	20,232	21,862	22,832
			税務特別手当	10	1	0	0	0	0	0
			その他の手当	155,465	152,809	145,628	138,588	136,606	141,765	149,502
		報酬（C）					14,597	12,750	12,103	14,668
		その他		78,062	77,844	76,681	72,595	71,484	72,194	74,653
		小計（D）		501,123	494,220	475,119	462,221	454,304	467,461	488,773
	物件費	旅費		100	80	68	55	63	54	36
		賃金		15,825	15,499	15,228				
		その他		20,522	30,028	22,750	21,482	24,957	22,740	32,009
		小計		36,447	45,607	38,046	21,537	25,020	22,794	32,045
	報奨金等			0	0	0	0	0	0	0
	その他			44,902	74,280	46,296	53,010	75,933	68,314	74,926
	合計（E）			582,472	614,107	559,461	536,768	555,257	558,569	595,744
県民税徴収取扱費（F）				267,460	269,434	270,074	268,384	267,556	268,214	271,116
（E）－（F）（G）				315,012	344,673	289,387	268,384	287,701	290,355	324,628
税収入額に対する徴税費の割合		（E）／（B）		1.8 %	1.9 %	1.8 %	1.7 %	1.8 %	1.8 %	1.9 %
		（G）／（A）		1.3 %	1.4 %	1.2 %	1.1 %	1.2 %	1.2 %	1.3 %
徴税職員数（H）				61 人	61 人	62 人	60 人	59 人	59 人	59 人
職員１人当たりの人件費（D）／（H）				8,215	8,101	7,663				
職員１人当たりの人件費 {（D）-（C）}／（H）							7,460	7,483	7,717	8,035

６－３．市税税率の経緯 ①

区分＼年度			昭和29	30	31	32	33	34	35
市民税	個人	均等割	市民税400円 （県民税100円）						
		所得割	ただし書方式						
	法人	均等割	1,800円						
		法人税割	7.5%	8.1%					
固定資産税			1.5% 免税点 土地 10,000円 家屋 10,000円 償却資産 50,000円	1.4% 〔同左〕	免税点 土地 同左 家屋 同左 償却資産 100,000円			免税点 土地 20,000円 家屋 30,000円 償却資産 150,000円	
軽自動車税			<自転車荷車税> 一般用車及び婦人用車200円 競争用車 300円 三輪車 500円 原動機付自転車 500円	原動機付自転車 50cc以下 500円 90cc以下 800円 150cc以下 1,000円 三輪車 500円			<軽自動車税> 軽自動車 農耕作業用 1,000円 その他 1,500円 二輪の小型自動車 2,500円		
市たばこ消費税			10/115		9%		11%		
電気税			電気ガス税 10%						
ガス税									
木材取引税			5%			4%	2%		
特別土地保有税									
都市計画税							0.1%		
沿革（主なもの）			○道府県民税、市たばこ消費税創設	○大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度創設	○固定資産等所在市町村交付金・納付金、都市計画税創設		○自転車荷車税廃止、軽自動車税創設		

（注）固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔　〕内は免税点を示す。

36	37	38	39	40	41	42	43	44
			市民税 15万円以下 2% 15万円超 3% 40万円超 4% 70万円超 5% 100万円超 6% 150万円超 7% 250万円超 8% 400万円超 9%		600万円超 10% 1,000万円超 11% 2,000万円超 12% 3,000万円超 13% 5,000万円超 14%		県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%	
						資本金等 1千万円超 4,000円 1千万円以下 2,400円		
				8.4%	8.9%			
			免税点 土地 24,000円 家屋 同左 償却資産 同左		免税点 土地 80,000円 家屋 50,000円 償却資産 300,000円			
軽自動車 二輪 1,500円 三輪 2,000円 四輪乗用 3,000円 四輪貨物 2,500円				四輪乗用 4,500円				
	12% 1本当たり単価 2円601	13.4% 2円628	15% 2円714	2円806	2円932	18.1% 3円036	3円164	3円641
〔300円〕	9%	8%	7%	〔400円〕 〔500円〕		〔700円〕	〔800円〕	〔500円〕 〔1,000円〕
		0.2%						
			○土地について負担調整措置が図られた	○市町村税の課税が本方式へ統一				○個人市民税の特別徴収が10回徴収から12回徴収へ

※軽自動車税については、改正部分についてのみ該当年度欄に記入した。

６－３．市税税率の経緯 ②

区分 ＼ 年度			45	46	47	48	49	50	51	52
市民税	個人	均等割	S29年度から同じ						市民税1,200円（県民税300円）	
		所得割	S39年度から同じ			市民税 30万円以下 2% 30万円超 3% 50万円超 4% 80万円超 5% 110万円超 6% 150万円超 7% 250万円超 8% 400万円超 9%		600万円超 10% 1,000万円超 11% 2,000万円超 12% 3,000万円超 13% 5,000万円超 14%	県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%	
	法人	均等割	S42年度から同じ						1億円超(従業員100人超) 24,000円 1億円超(従業員100人以下) 12,000円 1千万円超～1億円以下 同左 24,000円 1千万円以下 7,200円	同左 80,000円 同左 24,000円 同左 8,000円
		法人税割	9.1%				12.1%			
固定資産税			S41年度から同じ			免税点 土地 150,000円 家屋 80,000円 償却資産 1,000,000円				
軽自動車税			S40年度から同じ						原動機付自転車 50cc以下 650円 90cc以下 1,000円 125cc以下 1,300円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,300円 その他 3,900円 二輪の小型自動車 3,300円 軽自動車 二輪 2,000円 三輪 2,600円 四輪 乗用営業用5,200円 自家用5,900円 貨物営業用2,900円 自家用3,300円	
市たばこ消費税			S42年度から同じ 3円833	3円955	4円094	4円206	4円331	4円437	4円674	6円701
電気税			S39年度から同じ 〔600円〕	〔700円〕	〔800円〕	6% 〔1,000円〕	〔1,200円〕 S50.1以降 5%〔2,000円〕	5% 〔2,000円〕		S52.6以降 〔2,400円〕
ガス税			〔1,200円〕	〔1,400円〕	〔1,600円〕	〔2,100円〕	5%〔2,700円〕 S50.1以降 4%〔4,000円〕	3% 〔4,000円〕	S52.1以降 2%〔4,000円〕	S52.6以降 〔4,800円〕
木材取引税			S33年度から同じ							
特別土地保有税						保有分1.4%〔5,000㎡〕 取得分 3%〔5,000㎡〕				
都市計画税			S38年度から同じ							
沿革（主なもの）			○個人市民税の譲渡所得の分離課税制度創設			○特別土地保有税創設	○電気税及びガス税に分離	○口座振替制度実施		

(注)固定資産税・電気税・ガス税・特別土地保有税欄の〔　〕内は免税点を示す。

53	54	55	56	57	58	59
		市民税1,500円（県民税500円）				
		市民税 30万円以下 2% 30万円超 3% 45万円超 4% 70万円超 5% 100万円超 6% 130万円超 7% 230万円超 8% 370万円超 9% 570万円超 10% 950万円超 11% 1,900万円超 12% 2,900万円超 13% 4,900万円超 14% 県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%			
		資本金の金額 / 従業者数 / 税率 50億円超 / 100人超 / 800,000円 100人以下 / 80,000円 10億円超 50億円以下 / 100人超 / 400,000円 100人以下 / 80,000円 1億円超 10億円以下 / 100人超 / 80,000円 100人以下 / 24,000円 1千万円超 1億円以下 / 24,000円 1千万円以下 / 8,000円 S53.4.1以降終了する事業年度分から適用			資本金の金額 / 従業者数 / 税率 1千万円以下 / 50人以下 / 16,000円 50人超 / 48,000円 1千万円超 1億円以下 / 50人以下 / 48,000円 50人超 / 60,000円 1億円超 10億円以下 / 50人以下 / 60,000円 50人超 / 160,000円 10億円超 50億円以下 / 50人以下 / 160,000円 50人超 / 700,000円 50億円超 / 50人以下 / 160,000円 50人超 / 1,200,000円 S58.4.1以降終了する事業年度分から適用	資本金の金額 / 従業者数 / 税率 1千万円以下 / 50人以下 / 40,000円 50人超 / 120,000円 1千万円超 1億円以下 / 50人以下 / 120,000円 50人超 / 150,000円 1億円超 10億円以下 / 50人以下 / 150,000円 50人超 / 400,000円 10億円超 50億円以下 / 50人以下 / 400,000円 50人超 / 1,750,000円 50億円超 / 50人以下 / 400,000円 50人超 / 3,000,000円 S59.4.1以降終了する事業年度分から適用
		S55.8以降 12.3%				
	原動機付自転車 50cc以下 700円 90cc以下 1,100円 125cc以下 1,450円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,450円 その他 4,300円 二輪の小型自動車 3,650円 軽自動車 二輪 2,200円 三輪 2,850円 四輪乗用営業用 5,200円 自家用 6,500円 貨物営業用 2,900円 自家用 3,650円				原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 小型特殊自動車 農耕作業用 1,600円 その他 4,700円 二輪の小型自動車 4,000円 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円 四輪乗用営業用 5,500円 自家用 7,200円 貨物営業用 3,000円 自家用 4,000円
6円796	6円890	6円989	8円151	8円590	8円670	9円502
		S55.5以降 〔3,600円〕				
S53.6以降 〔6,000円〕	S54.6以降 〔7,000円〕	S55.6以降 〔10,000円〕		S57.6以降 〔12,000円〕		
				・S57.4.1からS63.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの……500㎡		
0.3%						
○特別土地保有税免除制度創設		○たばこ消費税売渡本数の補正(1.04)	○軽自動車税月割課税制度の全廃	○市街化区域農地に対する課税の適正化措置・特別土地保有税・課税対象土地、期間等の改正	○共用土地に対して課する固定資産税等に係るあん分課税措置（S59年度から適用） ○たばこ消費税売渡本数の補正(1.014)	○法人市民税法人均等割の税率の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ

６－３．市税税率の経緯 ③

区分＼年度			60	61	62	63	平成元	2	3	4
市民税	個人	均等割	市民税2,000円（県民税700円）							
		所得割	市民税 20万円以下 2.5% 20万円超 3% 45万円超 4% 70万円超 5% 95万円超 6% 120万円超 7% 220万円超 8% 370万円超 9% 570万円超 10% 950万円超 11% 1,900万円超 12% 県民税 150万円以下 2% 150万円超 4%			市民税 60万円以下 3% 60万円超 5% 130万円超 7% 260万円超 8% 460万円超 10% 950万円超 11% 1,900万円超 12% 県民税 130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円超 4%	市民税 120万円以下 3% 120万円超 8% 500万円超 11% 県民税 500万円以下 2% 500万円超 4%		市民税 160万円以下 3% 160万円超 8% 550万円超 11% 県民税 550万円以下 2% 550万円超 4%	
	法人	均等割	S59年度から同じ							
		法人税割	S55年度から同じ							
固定資産税			S48年度から同じ						免税点 土地 300,000円 家屋 200,000円 償却資産 1,500,000円	
軽自動車税			S59年度から同じ 原動機付自転車に新設 ミニカー 50cc以下 2,500円							
（市たばこ消費税） H.元.4.1から 市たばこ税			従価割 14.3% 従量割 千本につき350円	従量割 千本につき640円			従量税 千本につき1,997円 （旧3級品 千本につき948円）			
電気税			S59年度から同じ			<H元.4.1 税目廃止>				
ガス税			S55年度から同じ			<H元.4.1 税目廃止>				
木材取引税			S57年度から同じ			<H元.4.1 税目廃止>				
特別土地保有税			S48年度から同じ			・S63.4.1からH2.3.31までの間に取得される市街化区域内の土地で当該取得された日以後2年を経過したもの…330㎡		・H6.3.31まで適用期限の延長		
都市計画税			S53年度から同じ							
沿革（主なもの）			○個人市民税の均等割の税率引上げ ○軽自動車税ミニカーに係る税率の新設 ○市たばこ消費税の民営化に伴う整備 ○固定資産税・都市計画税の負担調整	○個人市民税の均等割及び所得割非課税基準額引上げ ○市たばこ消費税従量割税率の引上げ	○固定資産税等並びに市たばこ消費税の税率等の特例措置の適用期限の延長	○個人市民税の標準税率の改正、超短期譲渡所得の課税の特例の創設 ○固定資産税・都市計画税の負担調整区分の改正（宅地、農地、市街化農地等）	○個人市民税の標準税率の改正 ○たばこ消費税→市たばこ税 ○電気税、ガス税、木材取引税の廃止	○個人市民税における超短期譲渡所得の課税の特例の適用期限延長	○個人市民税の非課税限度額引上げ、所得割税率の改正 ○固定資産税・都市計画税 ・免税点の引上げ、負担調整区分の改正、長期営農継続農地に対する納税免除の廃止 ○特別土地保有税の特例課税の創設	○個人市民税の非課税限度額引上げ、みなし法人課税の廃止 ○固定資産税・都市計画税 ・市街化区域農地に係る仮算定規定の創設

（注）固定資産税・特別土地保有税欄の〔 〕内は免税点を示す。

※たばこ消費税のS61.5.1～H元.3.31までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として1,000本につき290円が加算され640円となる。

5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
			市民税2,500円（県民税1,000円）						
		市民税 200万円以下　3% 200万円超　8% 700万円超　11% 県民税 700万円以下　2% 700万円超　4%		市民税 200万円以下　3% 200万円超　8% 700万円超　12% 県民税 700万円以下　2% 700万円超　3%		市民税 200万円以下　3% 200万円超　8% 700万円超　10% 県民税 700万円以下　2% 700万円超　3%			
	資本金の金額 / 従業者数 / 税率 1千万円以下 / 50人以下 / 50,000円 1千万円超 1億円以下 / 50人以下 / 130,000円 1億円超 10億円以下 / 50人以下 / 160,000円 10億円超 50億円以下 / 50人以下 / 410,000円 50億円超 / 50人以下 / 410,000円 1千万円超 1億円以下 / 50人超 / 150,000円 10億円超 50億円以下 / 50人超 / 1,750,000円 1千万円以下 / 50人超 / 120,000円 50億円超 / 50人超 / 3,000,000円 H6.4.1以降終了する事業年度分から適用								
				従量税 千本につき2,434円 （旧3級品　千本につき1,155円）		従量税 千本につき2,668円 （旧3級品　千本につき1,266円）　平11.5.1改正			
○個人市民税の非課税限度額の引上げ	○個人市民税の非課税限度額の引上げ、所得割の特別減税 ○法人市民税の均等割税率の改正 ○特別土地保有税におけるミニ保有税の廃止	○個人市民税の所得割税率の適用区分改正、所得割の特別減税	○個人市民税の均等割税率の引上げ、所得割の特別減税	○個人市民税及び市たばこ税について、県税から市税に税源移譲	○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度額引上げ、所得割の特別減税、超短期譲渡所得の課税の特例廃止 ○特別土地保有税の特例課税廃止	○個人市民税の最高税率の引下げ、所得割の非課税限度の引上げ、所得割の定率による税額控除を創設 ○市たばこ税について、国税から市税・県税に税源移譲	○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度の引上げ		○個人市民税の所得割及び均等割の非課税限度の引上げ

６－３．市税税率の経緯 ④

区分＼年度			15	16	17	18	19	20
市民税	個人	均等割	H8年度から同じ	市民税3,000円 （県民税1,000円）	均等割を課税される夫と同一の生計を営む妻について均等割の非課税措置が廃止 H17年度については、市民税1,500円（県民税500円）	均等割を課税される夫と同一の生計を営む妻について均等割の非課税措置が廃止		
		所得割	H11年度から同じ				市民税 一律　6% 県民税 一律　4%	
	法人	均等割	H6年度から同じ					
		法人税割	S55年度から同じ					
固定資産税			H3年度から同じ					
軽自動車税			S59年度から同じ					
市たばこ税			従量税 千本につき 2,977円 （旧3級品　千本につき1,412円） H15.7.1改正			従量税 千本につき 3,298円 （旧3級品　千本につき1,564円） H18.7.1改正		
特別土地保有税			新たな課税の停止					
都市計画税			S53年度から同じ					
沿革（主なもの）			○市たばこ税の引上げ ○特別土地保有税の停止	○個人市民税の均等割税率の引上げ、所得割及び均等割の非課税限度額の引下げ	○配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止	○市たばこ税の引上げ ○住民税所得割及び均等割の非課税限度額の引下げ ○老年者非課税措置の廃止 …経過措置 H18年度　1/3課税 ○定率減税の縮減	○税源移譲による住民税率一律化 ○調整控除の創設 ○老年者非課税措置の廃止 …経過措置 H19年度　2/3課税 ○定率減税の廃止	○地震保険料控除の創設 ○損害保険料控除の廃止 ○老年者非課税措置の廃止 …経過措置終了

21	22	23	24	25	26	27
					市民税3,500円 （県民税1,500円） ※R5年度までの特例	
					1,500万円超の給与収入額に 対して、245万円の給与所得 控除金額を適用	
					標準税率 9.7% H26.10.1以後に開始する 事業年度から適用	
	従量税 千本につき4,618円 （旧3級品　千本につき2,190円） H22.10.1改正			従量税 千本につき5,262円 （旧3級品　千本につき2,495円） H25.4.1改正		
○寄附金控除制度の拡充・変更 ○公的年金からの特別徴収制度が開始	○市たばこ税の引上げ ○非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設	○東日本大震災関連 ・雑損控除額等の特例の創設 ・住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の創設 ・被災住宅用地の特例の創設 ○租税罰則の見直し	○東日本大震災関連 ・被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の創設 ・住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例の創設　・固定資産税（土地）の負担調整措置の見直し ○退職所得に係る個人市民税の見直し ○市民公益税制の見直し	○東日本大震災関連 ・被災居住用財産の敷地に係る譲渡特例の見直し ・住宅借入金等特別控除制度の特例の延長	○肉用牛の売却による事業所得に係る市民税課税の特例の延長 ○優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の期間延長	○個人市民税における住宅ローン減税措置の適用対象期間及び対象年度の延長 ○個人市民税の寄附金控除に係る申告の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）の創設 ○旧3級品の製造たばこに係る市たばこ税の税率の見直し（H28年から段階的に施行） ○市税の減免期限に係る申請期限の改正 ○高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税額の減額措置

６－３．市税税率の経緯 ⑤

区分＼年度			28	29	30	令和元	2
市民税	個人	均等割	H26年度から同じ				
		所得割	H19年度から同じ	1,200万円超の給与収入額に対して、230万円の給与所得控除金額を適用	1,000万円超の給与収入額に対して、220万円の給与所得控除金額を適用		
	法人	均等割	H6年度から同じ				
		法人税割	H26年度から同じ			標準税率 6.0% R元.10.1以後に開始する事業年度から適用	
固定資産税			H3年度から同じ				
軽自動車税			原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 125cc以下 2,400円 ミニカー 3,700円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 軽自動車 二輪 3,600円 三輪 3,900円（3,100円）< 4,600円> 四輪乗用営業用 6,900円（5,500円）< 8,200円> 自家用 10,800円（7,200円）<12,900円> 貨物営業用 3,800円（3,000円）< 4,500円> 自家用 5,000円（4,000円）< 6,000円>			軽自動車税（環境性能割）の創設により、従来の軽自動車税は、軽自動車税（種別割）に名称変更（R元.10.1～）	
	環境性能割					（R元.10.1～）環境性能等に応じ、非課税、1%、2% （R元.10.1～R2.9.30の間に取得した自家用・乗用車については非課税～1%）	（左の期間を半年間延長（～R3.3.31）））
市たばこ税			H25年度から同じ 旧3級品 千本につき2,925円H28.4.1改正	旧3級品 千本につき3,355円H29.4.1改正	千本につき5,692円 H30.10.1改正 旧3級品 千本につき4,000円H30.4.1改正	旧3級品 千本につき5,692円R元.10.1改正（特例税率廃止）	千本につき6,122円 R2.10.1改正
特別土地保有税			S48年度から同じ（H15～新規課税停止）				
鉱産税（H29.4.1から）				税率100分の1			
都市計画税			S53年度から同じ				
入湯税（H29.4.1から）				入湯客1人1日につき150円			
沿革（主なもの）			○個人住民税におけるふるさと納税に係る特例控除額の上限の引上げ ○軽自動車税標準税率の引上げ、軽課・重課税率の新設	○個人住民税における日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類添付の義務化	○たばこ税の見直し（税率の引上げ、加熱式たばこの課税方式の見直し） ○軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し・延長 ○地方税反則調査手続の見直し	○配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（納税義務者の合計所得金額に応じて控除額が逓減する仕組みの導入等） ○ふるさと納税における指定制度の導入 ○軽自動車税環境性能割の創設	○固定資産税における現に所有している者（相続人等）の申告の制度化・使用者を所有者とみなす制度の拡大 ○軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年10月から2回に分けて段階的に実施）

※軽自動車税の（　）内は初度検査年月がH27年3月以前かつ初度検査年月から13年目までの車両、＜　＞内は初度検査年月から14年目以降の車両

3	4	5	6	7
			市民税　3,000円 （県民税　　1,000円） （森林環境税　1,000円）	
850万円超の給与収入額に 対して、195万円の給与所得 控除金額を適用 給与所得、公的年金等控除 額が10万円引下げ 基礎控除額が10万円引上げ				給与所得控除の最低保証額 が10万円引き上げ
	資本金等の額による超過 (不均一)課税 ・5億円以上　　：8.4% ・1億円超5億円未満：7.2% ・1億円以下　　：6.0% R4.4.1以後に開始する事業 年度から適用			
グリーン化特例（軽課）の 見直し		グリーン化特例（軽課）の 見直し、延長 （R5.7.1～）道路交通法の 改正により、原動機付自転 車の区分に特定小型を新設	原動機付自転車に新設 特定小型　2,000円	原動機付自転車に新設 新基準原付　2,000円
環境性能割の税率区分の 見直し （左の期間を9か月延長 （～R3.12.31））		税率区分の見直し 適用燃費基準の据置（～R5.12.31） 適用燃費基準の見直し（R6.1.1～R7.3.31）		
千本につき6,552円 R3.10.1改正				
○固定資産税・都市計画税 ・評価替えに伴う税負担の 調整措置（令和3年度から令 和5年度までの現行の仕組み を継続） ・令和3年度に限り、負担調 整措置等により課税標準額 が増加する土地について前 年度の課税標準額に据え置 き ○共通納税システム 対象税目について、令和5年 度課税分より固定資産税、 都市計画税、自動車税種別 割及び軽自動車種別割を追 加	○固定資産税・都市計画税 ・土地に係る負担調整措置 について、令和4年度に限 り、商業地等の課税標準額 の上昇幅を評価額の2.5%と する措置 ○地方税務手続の電子化 ・共通納税システムによる 電子納付の対象を全税目に 拡大 ・eLTAXを通じた申告・申請 手続の対象を納税者等が行 う全ての手続に拡大	○地方税務手続の電子化 ・地方税の納付について、 「地方税統一ＱＲコード」 を用いた仕組みの導入 ・令和5年度～：固定資産 税・都市計画税、軽自動車 税（種別割）、個人市県民 税（普通徴収）	○個人住民税の定額減税 ・令和6年度・令和7年度 ○森林環境税(国税)開始 ・個人住民税均等割と併せ て賦課徴収(年税額1,000円) ○固定資産税・都市計画税 ・評価替えに伴う税負担の 調整措置（令和6年度から8 年度まで現行の仕組みを継 続）	○市町村民税（令和8年度分 以降適用） ・給与所得控除の見直し （国税連携） ・特定扶養控除の見直し、 特定親族特別控除の創設 ・扶養親族等の所得要件の 見直し ○市たばこ税 ・加熱式たばこの課税方式 の見直し（令和8年4月と同 年10月の2回に分けて段階的 に実施） ○地方税務手続きの電子化 ・納税通知書に係るeLTAX経 由での送付（令和9年4月1日 ～：法人分に適用　令和10 年4月1日～：個人分に適 用）

６－４．租税体系

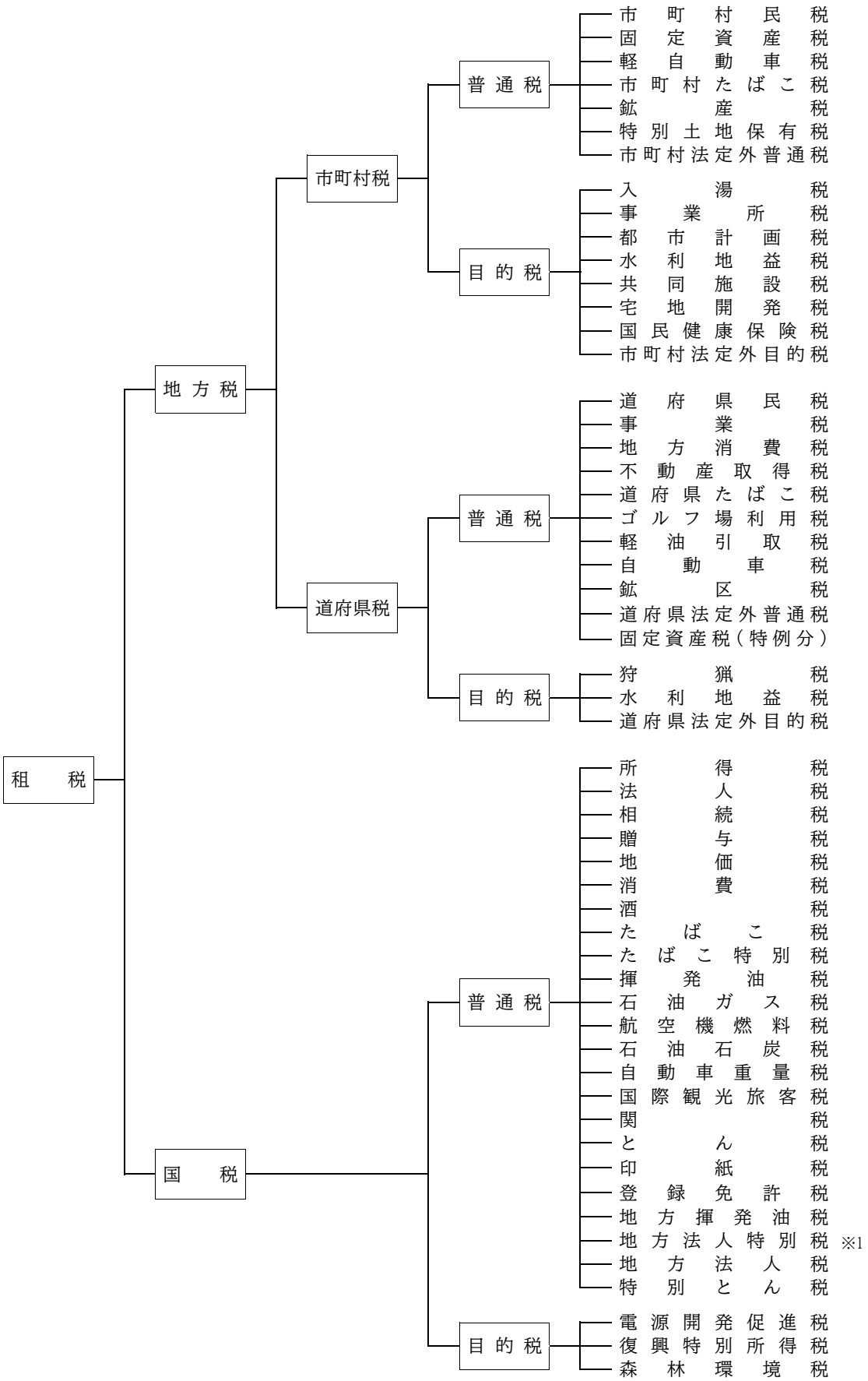

※1 地方法人特別税（国税）は、令和元年９月３０日までに開始する事業年度をもって廃止されました。

令和７年度版

市　税　概　要

【発行】令和７年９月
【編集】佐倉市　財政部
市民税課　資産税課　債権管理課
285-8501　千葉県佐倉市海隣寺町97番地
TEL：043-484-1111（代表）
URL：https://www.city.sakura.lg.jp